

平成 28 年第 2 回定例会

麻 績 村 議 会 会 議 録

平成 28 年 6 月 7 日 開会

平成 28 年 6 月 10 日 閉会

麻 績 村 議 会

平成28年第2回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月7日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○村長挨拶	6
○諸般の報告	7
○請願、陳情等の委員会付託	8
○議案第1号～議案第6号の一括上程	8
○提案理由の説明	8
○散会の宣告	11

第 2 号 (6月9日)

○議事日程	13
○出席議員	13
○欠席議員	13
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	13
○事務局職員出席者	13
○開議の宣告	14
○議事日程の説明	14

○一般質問	1 4
峰 田 昶 君	1 4
坂 口 和 子 君	3 1
小 山 福 績 君	4 8
塚 原 利 彦 君	6 1
塚 原 義 昭 君	7 9
○委員長報告	9 1
○散会の宣告	9 2

第 3 号 (6月10日)

○議事日程	9 5
○出席議員	9 5
○欠席議員	9 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 5
○事務局職員出席者	9 6
○開議の宣告	9 7
○議事日程の説明	9 7
○議案第1号の質疑、討論、採決	9 7
○議案第2号の質疑、討論、採決	9 8
○議案第3号の質疑、討論、採決	9 8
○議案第4号の質疑、討論、採決	1 0 1
○議案第5号の質疑、討論、採決	1 0 1
○議案第6号の質疑、討論、採決	1 0 2
○発議第1号の上程、質疑、討論、採決	1 0 2
○閉会中の継続審査の申し出について	1 0 3
○村長挨拶	1 0 3
○閉会の宣告	1 0 4
○署名議員	1 0 5

○ 招 集 告 示

麻績村告示第27号

平成28年第2回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年6月2日

麻績村長 高野忠房

1 日 時 平成28年6月7日（火） 午後 1時30分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（7名）

1番 小山福績君
4番 宮下仁雄君
6番 峰田昶君
8番 尾岸健史君

3番 塚原利彦君
5番 塚原義昭君
7番 坂口和子君

不応招議員（なし）

平成28年第2回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

平成28年6月7日（火）午後1時30分開会

開会（開議）の宣告

議事日程の説明

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について

日程第 6 議案第1号から議案第6号まで一括上程

議案第1号 麻績村村税条例等の一部を改正する条例について

議案第2号 麻績村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正について

議案第3号 平成28年度麻績村一般会計補正予算（第1号）

議案第4号 平成28年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第5号 平成28年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第6号 平成28年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 7 提案理由の説明

出席議員（7名）

1番 小山福績君

3番 塚原利彦君

4番 宮下仁雄君

5番 塚原義昭君

6番 峰田昶君

7番 坂口和子君

8番 尾岸健史君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（8名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君
総務課長	宮下利秀君	振興課長	塚原俊樹君
住民課長	峰田江津子君	教育次長	森山正一君

事務局職員出席者

議会事務局長	江森勇夫	書記	岩淵美奈
--------	------	----	------

開会 午後 1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（尾岸健史君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、平成28年第2回麻績村議会定例会第1日目を開会いたします。

会議を開く前に申し上げます。

村でも既に取り組みられていますが、さきの議会運営委員会で協議がなされ、当議会においても地球温暖化防止対策、また節電に資するため、9月30日まで軽装で会議を行います。なお、上着の着用については個人の判断とします。行政関係者の皆様におきましても、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より議会傍聴、撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、ご報告いたします。

事務局長より、議案等配付資料の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾岸健史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、3番、塚原利彦議員、6番、峰田昶議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（尾岸健史君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

5月6日開催の議会運営委員会において、本日6月7日から6月10日までの4日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を本日から10日までの4日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から10日までの4日間と決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 日程第3、村長挨拶。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成28年第2回定例議会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年度は2カ月余が経過いたしました。主要事業はおおむね順調に進展しております。

地方創生加速化交付金事業、若者定住住宅建設事業、新たな地域支援事業、アクアセンター耐震調査、情報基盤強靱化対策など、重要な事業は既に着手しておりますし、NPO法人おみごとによる地域農業活性化に向けての取り組みなどの新たな事業、また、県事業となる

砂防事業、県道改良などの事業も予定どおり進んでおりますこと、大変ありがたく、関係各位には深く感謝を申し上げる次第であります。

また、報告案件として提出をさせていただきましたが、村と密接に関係する組織、社会福祉法人麻績村社会福祉協議会、聖高原リゾート株式会社、株式会社聖高原管理センターの昨年度の経営内容は、雪不足の影響で厳しい部門もありましたが、おおむね良好なものとなりました。関係各位のご努力に感謝を申し上げます。

現在、各地区に赴き行政懇談会を行っておりますが、村民の皆様からは貴重なご意見、ご提言や温かい励ましの言葉などをいただいております。これからの新たな村づくり施策に役立つものと感謝しております。今後も引き続き、村民により身近な村政運営に心がけてまいります。

議員各位におかれましては、今後とも一層のご理解、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

今定例会におきましては、報告、承認案件及び条例改正、補正予算の議案を提出いたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に先立ちましての挨拶とさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（尾岸健史君） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告第1号 平成27年度社会福祉法人麻績村社会福祉協議会の経営状況に関する書類の報告について、報告第2号 第4期聖高原リゾート株式会社の経営状況に関する書類の報告について、報告第3号 第44期株式会社聖高原管理センターの経営状況に関する書類の報告について、報告第4号 平成27年度麻績村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上4件については、既に配付してあるとおり、村長より報告がありました。

次に、議員派遣結果報告についても、お手元に配付してあるとおりです。

その他、報告がありましたら行ってください。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） ないようですので、次に進みます。

◎請願、陳情等の委員会付託

○議長（尾岸健史君） 日程第5、請願、陳情等の委員会付託を行います。

第28—3号 「緊急事態基本法」の早期制定を要望する意見書提出を求める陳情については、総務経済委員会に付託いたしますので、委員会で審議をお願いいたします。

◎議案第1号～議案第6号の一括上程

○議長（尾岸健史君） 日程第6、議案第1号から議案第6号までの6議案を一括上程いたします。

議案名の朗読は省略いたします。

本日は上程のみとし、審議、採決については6月10日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定いたしました。

◎提案理由の説明

○議長（尾岸健史君） 日程第7、上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。
高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 村税条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

行政不服審査法の改正に伴う条例の一部改正、地方税法改正による地方法人課税の見直し及び軽自動車税の環境性能割導入に伴う見直し等が行われたことに伴い改正するものです。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

次に、議案第2号 麻績村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改

正する条例についての提案理由を申し上げます。

行政不服審査法の施行に伴い、平成28年4月1日以降に固定資産税の評価額について告示された場合における適用基準を定める必要が生じたため、今回改正するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

次に、議案第3号 平成28年度麻績村一般会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

平成28年度も既に2カ月が経過いたしました。事務事業も順調に進展しております。事務事業を執行していく上で必要となりました事項につきまして、予算補正を行うものです。

補正内容の主な点について申し上げます。

歳入については、国庫支出金では、新たな年金生活者臨時福祉給付金事業補助金の交付見込み額を、県支出金では、統計調査費県委託金交付決定に伴う増額を、諸収入では、コミュニティ助成事業採択に伴う自治総合センターからの助成金、同事業並びに元気づくり支援事業実施に対する貸し付けの返済金、国道403号拡張工事に伴う光ケーブル移設補償料を計上しました。

歳出については、全款にわたり、4月の人事異動等に伴う人件費の変動を補正計上いたしました。

その他、主な各款別支出項目内容を申し上げます。

総務費の一般管理費では、国の制度改正等に伴う職員研修のための講師謝礼不足額を増額、財産管理費では、地域情報通信基盤光ケーブル支障移設工事費を増額、企画費では、ふるさと納税ウェブサイト支援サービス料を増額、農業振興NPO法人への地域おこし協力隊コーディネーター委託及び運営補助金を減額、コミュニティ助成事業採択に伴う地区補助金及び同事業並びに元気づくり支援事業実施に伴う貸付金を増額、賦課徴収費では、確定申告等に伴う村税過年度還付金不足額を増額、統計調査総務費では、経済センサス調査に伴う報酬等を増額計上いたしました。

民生費の社会福祉総務費では、職員旅費不足額を、社会福祉費では、年金生活者臨時福祉給付金事業関係諸費を、国民健康保険費では、出産育児一時金分繰出金不足額を、社会福祉施設費では、AEDリース代を、保育園運営費では、嘱託職員賃金不足額を増額計上いたしました。

衛生費の環境衛生費では、ゴミストッカー設置費を増額計上いたしました。

農林水産業費の農業振興費では、農村活性化事業補助金を増額計上いたしました。

商工費の観光総務費では、観光協会補助金不足額を計上いたしました。

土木費の土木総務費では、水道事業特別会計及び下水道事業特別会計繰出金を増額計上いたしました。

消防費の非常備消防費では、団員福祉共済不足額及び自主消防組織活動諸費を、消防施設費では、防災倉庫改修工事費を増額計上いたしました。

教育費の社会教育総務費では、地区公民館施設整備補助不足額を増額計上いたしました。

予備費においては、歳入歳出の調整を行ったものです。

歳入歳出それぞれ補正額2,550万円の増額で、補正後の歳入歳出の総額は24億9,050万円となります。

次に、議案第4号 平成28年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、財政調整交付金で特別調整交付金の増額見込み額を、一般会計繰入金で出産育児一時金繰入金の増額をそれぞれ補正計上いたしました。

なお、歳入不足分については、前年度繰越金を充てさせていただきました。

歳出については、電算システム改修委託料の増額、出産育児一時金の不足額、国保税過年度還付金の不足額を増額補正計上いたしました。

補正額は205万円の増額であります。

次に、議案第5号 平成28年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金の増額、国道改良事業に伴う移転補償費の増額を補正計上いたしました。

歳出では、4月の人事異動等に伴う人件費の不足額、国道改良工事に伴う移転工事関係諸費を増額補正計上いたしました。

補正額は250万円の増額であります。

次に、議案第6号 平成28年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金を増額、国道改良事業に伴う移転補償費、簡易水道事業債を増額補正計上いたしました。

歳出では、法令追録代不足額、測量設計委託料及び村単事業工事請負費の不足額を増額補正計上いたしました。

補正額は300万円の増額であります。

以上、議案6件です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

平成28年第2回麻績村議会定例会6月議会第1日目を終了し、本日はこれで散会といたします。

この後、直ちに委員会室において全員協議会を開催し、上程しました議案の内容説明を受けますので、移動をお願いいたします。

また、全員協議会終了後、委員会において付託案件の審議をお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時48分

平成28年第2回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

平成28年6月9日（水）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

出席議員（7名）

1番 小山福績君

3番 塚原利彦君

4番 宮下仁雄君

5番 塚原義昭君

6番 峰田昶君

7番 坂口和子君

8番 尾岸健史君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9名）

村長 高野忠房君

副村長 塚原勝幸君

教育長 飯森力君

村づくり推進課長 宮下和樹君

総務課長 宮下利秀君

振興課長 塚原俊樹君

住民課長 峰田江津子君

教育次長 森山正一君

監査委員 花岡興男君

事務局職員出席者

議会事務局長 江森勇夫

書記 岩淵美奈

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員7名全員です。定足数に達していますので、平成28年第2回麻績村議会定例会第2日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎一般質問

○議長（尾岸健史君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問者は5名です。

質問の順序は、既に配付してあります一般質問通告事項のとおりです。

順番に発言を許可いたします。

◇ 峰 田 昶 君

○議長（尾岸健史君） 初めに、6番、峰田昶議員の一般質問を許可します。

6番、峰田議員。

[6番 峰田 昶君 登壇]

○6番（峰田 昶君） おはようございます。

6番、峰田でございます。

私の質問は、消費税増税再延期のときの村の各種税ほか徴収金についての考え、それから、一億総活躍社会ではありませんが、村民が活躍するような支援、どんなことを考えているか。あわせて、熊本地震ほか、過去に起きたことのないところに発生しています。災害は忘れたころにやってくるではなく、忘れた準備をしていないところにやってきましたので、そこで、災害についてをお聞きしたいと思います。

まず、社会保障と税の一体改革でございますけれども、消費税増税が8%になりました。一昨年、14年4月です。村長の判断で村関係費は増税というか、そのときには所々の経費は上げませんでした。そのときには10%時に検討したいというお答えをいただいていますので、実際、現在が1年半繰り延べされ、またそれが2年半繰り延べされることとなります。そこで、今の状態を考えながらどう対処しているのかも含めてお願いしたいと思いますし、これは村民に痛みを分かち合ってもらわなければならないことでもありますので、実施する前に、ぜひその情報を共有したり納得して協力してもらう必要があるかと思っておりますし、実効性を上げるためには、ぜひそんな形をとったほうがいいと思いますのでお聞きしたいと思います。

質問については通告のとおりでございますし、自席で一問一答方式でお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

では、まず最初に、消費税は、社会保障と税の一体改革ですから、現在の8%の中には地方消費税が1.7%入って入っていて、国のほうへ入るのが6.3%です。10%時はプラス0.5%入りまして、地方税として2.2%になる予定でしたが延期です。上がりません。そこで、5%時から8%時も考慮しませんでしたけれども、村の福祉関係費の現状、そのままでいいのか。現状に合わせて福祉関係、それから教育関係、上水道関係ほかということをお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） おはようございます。

最初の峰田議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

最初のご質問でございます、最初の1問目でございますが、消費税増税時の村税について

というご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

来年4月の消費税引き上げ時期、これにつきましては平成31年10月まで2年半再延期されるのが濃厚になってきた、このように思うわけですが、来年4月から村の各種料金等についての方針については、改めて検討が必要となつてまいりましたということでございます。

といいますのは、10%になるという検討ではなくて、延期となる対応の検討が必要であるということでございます。消費税につきましては、平成26年4月に消費税率5%から8%に引き上げられ、1年半後の平成27年10月からは8%から10%に引き上げられることになっておりました。当初の平成26年4月時点では、麻績村では各種料金等にこの3%分を上乗せせずに、平成27年10月の10%への引き上げの際に検討することにしておりました。しかし、平成27年10月の引き上げ時期は平成29年4月へ延期されたことから、村の各種料金等の改定も先送りをするに、今日に至ってきているということでございます。

そして今回、さらに引き上げ時期が2年半先送りされるということが濃厚になってまいりましたが、村の各種料金等を全て現行のまま据え置くということが厳しい状況となっております。

一例を申し上げますと、上下水会計におきましては消費税を納付しておりますが、平成27年度実績ではお預かりしていない3%分、この表現が適切かどうかはご意見あるかと思いますが、いわゆるお預かりしていない消費税3%分を含めて、その3%分、約166万を加えまして425万円を上下水道会計から納めているということになっているわけでありまして、平成29年4月まで上下水道会計が総額約500万の負担ということになるわけでありまして、

さらに、これが2年半先送りということになりますと、水道事業の仕入れ分、これは工事費等でございますが、これが今後さらに減少していくということも加えますと、約1,000万近い負担をこの会計がするということになるわけでありまして、

この額は上下水道会計における年間総売り上げ、約1億1,000万円でございますが、これの約1割になるということでありまして、この1割のこの負担を平成31年10月の時点、すなわち10%になった時点で料金改定にということになりますと、そのときにいわゆるこのツケ分を解消するというようになりますと、大きな値上げが強られるということになるわけです。

そういうことから、平成29年4月に、そしてさらに平成31年1月、これは10%になるだろうというこの時点でありまして、この両時点で、消費税引き上げ分について上乗せすると

いう、この料金改定が必要ではないのかなと今考えているわけであります。

それで、さらに、ご質問の社会福祉関係、それから教育関係費、それから水道料ほか徴取費における料金等、村には消費税引き上げに影響を受けている料金、使用料あるいは負担金等が多くあるわけでありますが、これら全て改めて研究検討をさせていただきまして、秋ごろまでには来年4月からの方針を決めていきたいと、こう考えているわけであります。

また、今回10%になるにあたっての軽減税率に対応する支援、事業者にはいろいろな負担をかけるわけでありますが、こういった支援につきましては、国の補助金制度が現在も用意されておりまして、もう既に活用されておられる事業者もあるわけでございます。ご質問の中にもございましたが、これらの軽減税率に対応する支援については、村単独での支援策は現時点では考えておりません。8%から10%への消費税引き上げは、実施時期が延期されたとしても実施されることには変わりなく、その対応は今後しっかりと進めてまいりたいと考えております。

また、10%への消費税引き上げに関しましては、軽減税率など大きく変わる内容等がございます。これらにつきましては総務課長からお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 答弁の途中でございますが、ただいま報道関係者より写真撮影、議会傍聴の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

それでは、答弁を再開してください。

総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから軽減税率の関係を補足させていただきます。

軽減税率につきましては10%導入時に導入されるということで、今現在、税務署が中心になりまして、商工会等と軽減税率の導入というパンフレットをもちまして、説明会を設けるというようなところで今検討を進めておるところでございます。主な内容は酒類、外食を除く飲食料品、また、週2回以上発行される新聞ということで定期購読に係るものというような形になっております。

また、税率等も地方と国との配分が違ってきますけれども、その辺についても細かい内容について事業者さん、また、村民にわかるような形で、税務署のほうで今検討しているという状況でございますのでお願いします。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 大体わかっているつもりで質問していますので、わかりました。

軽減税率について、実際、インボイス制度関係で、いろいろな事前準備で、各県からのそういう達しがもう既に来ているのではないかと思うものですから、インボイス制度、領収書なり請求書なり全部それを一定の間隔でそれを管理して、それで軽減税率をそのまま使うというんですが、まだこれについては特には動きがないということでもいいんですか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） インボイス制度の本格実施が平成33年4月1日からということで、この制度導入に当たりまして税務署のほうでも商工会と協議をしていきたいと、説明会、講演会等を設けたいということで話を進めたいという話が現在来ておりますし、補助金関係については今現在進んでいるというような状況でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 細かなことなんですけれども、軽減税率と税制は十分皆さんもご存じだと思いますけれども、総合合算制度とか給付金つき税制とか、それから複数税率の中に軽減税率というのがあるんですけれども、そんな形になっているのが、日本では軽減税率を適用するというような形で、国会で決まったというようなことではないかと思っています。

社会保障の関係も、実はこの上がらなかったことで関係がいろいろな部分に出てくると思うんですが、現在の収支の状況やいろいろ含めまして、介護保険は27年度からもう上がっていますし、国保については来年度が変更の時期でありますので、そんな部分で、特には問題がないかなと思いますけれども、社会保障、福祉関係については、特にこのことで我々がじかに影響する部分はないというふうに考えていいのか、再質問でございますけれどもお願いしたいと思いますのとあわせて、教育関係につきまして、食事代とかいろいろな部分でこの部分についてはあげなくていいのか。できればその辺については、ご答弁の中に特に答えの部分はなかったんですけれども、そんな感覚でいいのかどうかをお聞きしたいと思うんですが。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、社会福祉関係の今のことにつきましてお尋ねがありましたので、私のほうで補足をさせていただきます。

今、議員のほうからおっしゃられたとおり国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の3つにつきましては、消費税の動向といいますよりも、診療報酬等を初めとする医療費の動向のほうが税率に影響してくるものがございます。

おっしゃられるとおり、国民健康保険税につきましては、基本的には平成30年度の税制改正時に検討させていただくものですので、消費税とリンクをして上がることはございません。

後期高齢者医療保険料につきましても、県の広域連合で料率算定を行うため、全県下同じ保険料率で法に基づき2年に1度見直しをされます。ですので、国保と同じく医療費の動向や国の公費負担の状況が大きく影響してまいりますものですので、消費税増税だけでは料率改定は行われません。次回見直しにつきましては、平成30年4月というふうになっております。

あと、介護保険料につきましても、おっしゃられたとおり3年に1度介護保険実施計画の策定時に料率を見直すために、今回は平成30年4月に見直しが行われるということになっております。

一番この中で影響がある、目に見える影響があると思われるのは、介護保険料のいわゆる低所得者に対する軽減制度が今の消費税を当て込んで行っているものですので、現在のところまだ完全な状態で国のほうが実施しておりません。ですので、今後、この消費税の税率の改定が延びたことによって、恐らくこれも延びるであろうという予想はしております。

なお、住民課のほうで、この消費税が変わることによりまして料金の変動が予想されるものとしましては、福祉センターの使用料でございますので、これは秋等、他の料金とあわせまして、役場関係の各種料金とあわせまして検討させていただくものでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） それでは、教育委員会関係ということで、一番やはり住民に影響というか、出るという部分でございますは小学校、中学校、同じく保育園もそうですが、給食費の関係が一番ひっかかってこようかと思えます。ただし給食費につきましては、小学校、中学校ともそれぞれ特別、独立の会計を持っておりまして、その中で先生方のご努力によりまして1食幾らというように決めております。そんな中で、保護者にお諮りする中で、ある程度決めさせていただいているという部分でございます。

ただ、軽減税率、どこまで来るか、ちょっとそこら辺のところは定かではないわけですが、今のところ、ここ数年は同じ単価で5%から10%に上がった部分がありますが、行っているという状況でございます。そんな中で、毎年実績をもとに毎年業者さん等の見積もりを得る中で行っているということでございます。そんな中で、大きな変動が出る場合には、やはり保護者にしっかりお話をする中で決定をさせていただいているという状況でございます。

いますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ありがとうございます。

特にはこの秋までに、先ほどの村長の答弁ではございませんけれども、直接の村へ納めるお金についての検討を始め、それなりの方向性を示していただけるということでございますので、ぜひお願いしたいと思います。

消費税はさっきも言われましたけれども、社会保障に直接支払られるものですから、国の保障とか保険のないアメリカではないようですね。州によりまして違うようですけども、国としてのそういう保障はないようです。ゆりかごから墓場までなんて昔ありましたけれども、非常に厚い北方とか北欧ではハンガリーでは27%、スウェーデンは25%高く、イギリス、フランス、ドイツもほとんど20%ぐらいです。それから中国も17%です。それから財政破綻したギリシャは23%です。ですから、日本は1,050兆にも近い借金がありますので、このことを考えると必ず消費税は上げなくてはなりません。

そのときに対応できる不断の努力が今から必要だと思いますので、村の財政も徹底的に効率化、簡素化、重点化をしてもらいまして、最低限必要なものはぜひ時期を間違えないように、そのツケを残すようなことのないように村民と話し合ってくださいまして、健全な財政を組むように維持をお願いしたいと思います。

言葉が余りよくないかもしれませんが、我々が死んだ後々にツケを残すようなことのないように、住んでよかった、これからも住み続けたいというようなことと、明るい未来につながる元気な麻績村になるためにも、ぜひ十分な対応を村民と一緒に共同でもってやっていただきたいということを踏まえて、1番の質問は終わりたいと思います。

続いて、一億総活躍社会についてでございます。

28年度の重点事業に、それから区長の説明会とか地域懇談会のときに村長の説明がありました。その中の健康長寿の村とありますけれども、健康長寿は県も頑張っていますけれども、具体的にどんな考え方の内容であるのかお聞きしたいと思うんですが。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 最初の項目のみということになりますか。わかりました。

一億総活躍社会に向けて、今、日本全国、地方創生ということをやっているわけですが、これに関して、麻績村としてはこうした中で健康長寿の村をつくっていくんだということであるわけですが、このことについてのご質問でございます。

麻績村では、少子高齢化が全国及び長野県の平均より進んでいるわけであります。近年、ゼロ歳から14歳、これは年少人口と呼んでおりますが、そして、さらに15歳から64歳、これは生産年齢人口と申しているわけですが、一貫して減少しているわけでございます。そして、こうした中で高齢化率が40%を超えているということであります。

こうした中で、地域活動の担い手としての高齢者の存在、いわゆる高齢者も地域の担い手としてしっかりやってほしいということであるわけでございますが、そうした中で「ピンピンキラリ～老いても元気、キラリ輝いて長生きをする」こうしたことを目的として、高齢者がその経験や知識、そして能力を生かして地域の担い手になるということで、単に支援する、あるいは支援されるという一方的な関係ではなくて、いつまでも地域社会の一員として役割を果たせる、そして生きがいを持ち、住みなれた地域で生き生きと暮らし続けられる、こうした村づくりを進めてまいりたいということであるわけであります。

そのために各種の健康寿命延伸の施策を進めておりますが、これは行政サイドだけでは十分な成果を上げることが困難であるということから、村民皆様の、また関係組織機関のご理解ご支援を得て、みんなの力で進めていきたいと、こう考えているものであります。

これらの具体的な内容につきましては、住民課長からお答えさせていただきますのでお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、今の関係で補足説明をさせていただきます。

健康寿命を延ばし、平均寿命との差を小さくするということは、ご本人の生活の質の低下を防ぐのみならず、医療費や介護費用を減らすということで大変ありがたいことであるというふうに思っています。さらに、麻績村のように高齢者が多く、人的資源という言い方は大変失礼になるかもしれませんが、いわゆる元気な高齢者の方々が活躍をしていただける場が多いということは、大変大事なことであるというふうに考えております。

現在、高齢者、シニアの方には一応体力を低下させない生活習慣病の重症化を防ぐ、そういう食事指導、それからあと、運動習慣で体力をつけ、要介護状態を防ぎロコモを防ぐという状況、また最後に、ご本人につきましては健康寿命の関係の捉え方というのがアンケート等が算定の基礎となるために、高齢者が生きがいを持って生活することが一番の健康長寿の延伸には欠かせません。ですので、これは行政のみでできることではなく、地域や家庭での対応も必要というふうに考えています。

なお、健康寿命に関しましては、一応基礎数値につきましては、いわゆる5年に1度の国

勢調査の数値が基礎数値となります。ですので、今までの健康寿命の基礎数値は平成22年のものでございました。今回、平成27年度の数値が公表されてまいりますと、新たな今の健康寿命に關しましての数値の基礎数値が出てまいります。ですので、これが出ましたところで、再度また、現在の麻績村の動向等につきましては検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ありがとうございます。

諸々の政策を浸透させていただきまして、ぜひ力を結集する方法でお願いしたいと思うんです。

先日、新聞にも載っていましたが、2013年度の松本市の健康寿命が男が79.51歳で、女性が84.20歳とのことです。寿命と健康の時を一致させるということ、先ほどの「ピンピンキラリ」という言葉、非常にいい言葉だなと思いますけれども、昔、「ピンピンコロリ」でぜひ逝きたいなんて、そんな話をしていた人を思い出します。

健康寿命というのは一応定義されていまして、WHO世界保健機関の定義だと、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間ということのようです。具体的には、現在の介護度でいうと、要介護度1以下は健康、要介護度1までは健康、要介護度2以上は介添えが必要ですので健康でないというふうに分類されるようでございます。

村の総合戦略の中にもKPIが決まっていますけれども、ぜひ具体的な数値管理をしていただければそれなりに、皆様に知らせながら一緒にわかりやすいんではないかなと思いますので、ぜひ言葉と一緒に、そんな数字もぜひ検討していただければと思います。

私の一番最初の質問が多分健康寿命じゃなかったかと思いますが、みんなで健康寿命については村の目標にしたらどうかなんていう話を意見提起もさせていただいたことがありますけれども、ぜひ頑張っていただければなと思っております。

それから、高齢化率は麻績村はトップクラスですよね、43%近くということですので、健康寿命も相当上位に、そういうランクでは上位に行くのではないかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、2番の元気な地域づくり、それから関係がありますし、1番とも関係があったと思いますけれども、NPO法人「おみごと」での教育、育成指導、これにつきましても、地域懇談会等で村長のご説明の中にありましたけれども、若干通り一遍だったような気がする

もんですから、こんなことをやっているんだということを説明していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、元気な地域づくりということでございますが、これらにつきましても地域懇談会でいろいろなお話をさせていただくわけでございますが、なかなか限られた時間の中で細かい話ができなくて申しわけなく思っているわけでありまして。

麻績村の課題、これにつきましては私から申し上げるまでもなく過疎化、少子高齢化、そして地域産業の衰退、これらが主なものであろうかなと、こう思っておりますが、こうした課題の解消に向けて、そしてさらに豊かさが実感できる、活力あふれる、そして輝く麻績村の実現を目指して村や関係機関、団体、それから住民が一体となって知恵と工夫を凝らし、それぞれの事業に自主的、あるいは主体的に取り組むことが元気な地域づくりだと、こう考えているわけでありまして。

既に多くの組織、団体、あるいは個人、グループの皆さんが幅広いお取り組みをされておられます。これからもこのような事業に対しましての支援、そしてまた共同で行う事業、これらをさらに力強くバックアップし、あるいは、時には一緒になってやっていきたいと、そして麻績村がさらに元気になるように努めてまいりたいと、こう思っているわけでありまして。

それからさらに、次のNPO法人「おみごと」の育成支援ということでございますが、これは農業後継者の育成、それから荒廃農地の拡大抑止、それからさらには地域農業の再生・活性化、これらを目指してのNPO法人「おみごと」ということでございますが、これにつきましては昨年度末に立ち上げたわけでございます。おかげさまで一連の計画につきましては国、それからさらに県からも高い評価をいただいております、しかも多大なご支援をいただくということになったわけございまして、青年たちが農業技術を習得して、新たな就農者として地域農業を支える中心的存在になってくれるのではないかなと、こんなことを今から期待しておるわけございまして、村としてもこうした面でいろいろな支援をこれらもしていきたいと、こう思っているわけでありまして。

先ほどの元気な地域づくり、この実態、それからさらには、今申し上げましたNPO法人「おみごと」の具体的な今の動き、これらにつきましては村づくり推進課長のほうから細かく答えさせていただきますので、お願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） ご質問の元気な村づくりという内容でございますが、さ

さまざまな分野で多くの村民の方々からお力をいただき、元気な村づくりについて活躍をしていただいているところでございます。27年度では桜まつり、日向ふるさと祭り、カタクリ祭り、新そば賞味会、麻績川桜まつり、駒打ち体験など開催をしていただきまして、ふるさと応援交付金事業補助金総額30万円の交付をさせていただいております。

また、花いっぱい運動では6団体で実施をいただきまして28万8,000円ほどの補助金を交付させていただきました。村づくり活動支援事業補助金を活用しまして魚のつかみ取り、あるいはキャンドルまつり、山野草の展示会・講習会等開催をしていただきまして41万2,000円ほどの補助金を交付させていただいております。

また、補助金を受けずに活動されていらっしゃる団体の方々も各種の分野でおられます。さまざまな分野におきまして、元気な村づくりに活躍されている皆様に感謝を申し上げるところでございます。

次のご質問のNPO法人「おみごと」への育成支援ということでございます。この3月に農業後継者の育成を目的にNPO法人として設立をしまして、4月から本格稼働を開始しております。農業後継者の育成は、都会の若者を対象に地域おこし協力隊制度を活用し、移住・定住まで支援を行っていきたいというふうに考えております。

このたびの取り組みが国の地方創生事業としても評価されまして、加速化交付金事業の採択を受け、総額2,082万円ほどが交付されることとなりました。27年度の繰越事業として予算化をさせていただいたところでございます。

また、県事業、地域発元気づくり支援金事業におきましても、選定委員のほうから高い評価を受けまして交付金が受けられることとなっております。本定例議会におきまして、この事業に関する補正予算計上をさせていただいたところでございます。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

さらに、この取り組みにつきましては、JAからも全面的なご指導、あるいはご支援をいただいているところでございます。

また、何よりありがたいのは、ご近所の方々、また、水利の関係者の方々にご支援をいただいているところでございます。ご協力いただいていることに対し、本当にこの場をおかりしまして感謝を申し上げます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ありがとうございます。

お祭り、それから花いっぱい運動、6団体とか、非常にやっぱり、老人という言葉はよくないんですけれども、高齢者の不安は健康とお金と孤独と言われているので、ぜひそんな意味で物事に参加していただく、そのためにはリーダーが必要なんですけれども、そういうようなことをぜひ、村としてもお金だけでなしに、何らかの弱くなったところがあれば、そこへの支援を考えていただければありがたいなというふうに考えております。

労働人口という、一概に言われているのが大体15歳ないし20歳から65歳までと言われてはいますが、昔と今と違いますので、この間のキヨサワ先生の話ではないけれども、75歳までしたらどうかというような話もありましたけれども、高齢者の活躍への支援、活用につきましては健康寿命、元気な村づくり、全部入っていますのでお答えをいただいているような、私としては理解できたような感じもしますが、特にこの部分で、こんなことをしているんだということがあればお聞きしたいと思うんですけれども。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ございましたのでお答えをさせていただきたいと思います。

高齢者の活躍への支援、活用ということでございますが、麻績村におきましては、幅広い分野で今高齢者世代が現役世代以上のご活躍をされておられるということでございます。大変失礼な言い方でございますが、議会議員を初め多くの要職で65歳以上の方々が第一線で活躍をされておられますし、また、地域活動や文化活動、それから地域の産業の振興、こうした面でも多くの方々がご活躍されておられます。大変ありがたいことであります。

こうした方々がさらにお元気でご活躍いただきたいという思いは、これは皆さん同じではないかなと、こう思っております。これからも高齢者が心身ともに健康でご活躍いただける環境づくり、こうしたものにも今進めてまいりたいとこう思っております。

高齢者への福祉、健康面での取り組み等につきましては、住民課長のほうからお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、これに関しまして私のほうで補足説明をさせていただきます。

麻績村は都会に比べまして住民相互の顔の見える横のつながり、支え合いがある地域です。半面、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症予備軍も増加しておりまして、地区の住民同士の支え合いだけでは限界が来ておるといのも事実でございます。

それで現在、従来の枠を超えた村全体での支え合いのネットワークづくりが課題となって

おります。福祉関係の専門的な会議とは別に住民の支え合い活動や、生活支援サービスを活性化させたり、新たにつくり出すための組織、麻績村生活支援協議体会議を28年2月から立ち上げているところでございます。この中で検討させていただきますものが、いわゆる村内の高齢者のニーズの把握、生活支援の担い手の要請やサービスの開発、ニーズとサービスのマッチングなど、地域のあり方をともに考えていただき、麻績村にふさわしい地域システムづくりを目指すということでございます。

当然、元気高齢者の方々というのは、地域の中で支えられる側ではなくて、支える側に回っていただくということで、今、この協議体の中で今の元気高齢者の方々のご活躍の場を探すというのも重要な課題の一つだというふうに考えております。地域の中でご活躍いただけるシステム構築に今後努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ありがとうございます。

ぜひ動き出したらとまらないように、どんどん前へ進んでいただきたいと思います。

言葉というか、ちょっと私の知識として八つつあん熊さんという言葉があると、江戸時代だと思うんですけども、その当時老いる、年をとるということはすばらしいことだというふうに考えられていたようですね。人生のうち最も大切なことは隠居、隠居という言葉はよく使われていたと思うんですけども、隠居してからいかに地域社会を支えるか、それから知恵袋になれるかだったというようなことを聞いています。

隠居といってもその当時は人生50年でしたので、年齢45歳ぐらいだったようんですけども、それまではがむしゃらに自分を磨き、困らない財をためまして、江戸時代には老後という言葉はなくて老入れというような言葉が言われていたようです。老入れ、だから呼び方としては、老いは恐れることではなく、受け入れることだというふうに言われていたようでございます。そんな心境というか、そんなふうになれば私もいいかななんて思いながらいるわけですけども、地域農業ほかへの老人の知恵とか、ぜひ使っていただければ余計ありがたいかなと思います。

それとあわせて、日本一億総活躍プランでは労働力確保のために定年引き上げに努力するとあります。定年延長とか定年年齢を引き上げる。役場職員さんもそろそろ定年延長とか再雇用の受け皿を考える時期に来ているのではないかと思いますので、その辺の検討もお願いいたしまして2番の質問は終わります。

次に3番でございますけれども、防災対策の取り組みについてお聞きしたいと思います。

災害時事業計画はどうなっているか。県は作成しているようですけれども、市町村ではまだのところが多くて、まだ7市町村ぐらいしかできていないというような報道があったかなと思いますけれども、大規模災害時には被害想定と行政サービス維持を考えて優先する業務をまとめる業務継続計画、BCPというんですか、ビジネス・コンティニュイティ・プランというか、どんな形になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） お答えをさせていただきます。

近年、全国各地で予期せぬ大規模な災害が発生しております。去る4月14日及び16日につきましては熊本県で大地震が発生し、多くの犠牲者が出ました。お亡くなりになられた方々には心よりお悔やみ申し上げるとともに、一日も早い復興を願うものであります。

こうした災害はここ麻績村でも起こり得ることから、先人たちによって今日まで災害に強い村づくりが進められてまいりました。砂防堰堤や治山堰堤の構築、それから砂防河川・一級河川の整備、老朽ため池の整備、主要村道の改良整備、消防設備の充実などとあわせて広域消防体制及び消防団の整備充実、地域防災組織の立ち上げなどを進めているわけでありませう。

おかげさまで、昔は時間降雨20ミリというような大雨になりますと氾濫をし、そして大きな被害をこうむったということがございますが、近年は30ミリを超えてもほとんど被害がないと、こういった状況になってきているということがございます。今後はこれらの事業進捗を急ぐとともに、災害発生時に住民みずから命を守るという意識の高揚に努めるなど、そして、今おっしゃられたように、行政がしっかりとした防災体制ができる、そうした防災対策の取り組みに努めてまいりたいと、こう思っております。

防災対策の具体的な取り組みにつきましては、総務課長、そしてまた住民課長からお答えさせていただきます。お願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから災害時業務継続計画等につきまして補足をさせていただきますと思います。

本計画につきましては、平成22年4月ごろより国から整備促進というようなことで通知が出ております。村としましては、今現在、地域防災計画がございます。また、規則の中で職務代行の規則もありますので、そのような中で今動いておるところでございますが、そんな

中で、業務継続計画につきましては、今、麻績村で一番心配されておる、村内全域に被災があると思われるものが地震ではないかなというようなことが想定されておりました、防災計画の中でも、糸魚川静岡構造線の地震があった場合には麻績村でも震度6、又は一部7の想定をして計画を立てております。

その中で、庁舎、交流センター等は新しいというところで、庁舎機能は、散乱等はあるものの、おおむね維持できるのではないかなというような予想をしておりますけれども、今後課題の洗い出しや業務継続計画を単独でつくるのか、防災計画を見直してつくっていくのかということも踏まえて検討を進めてまいりたいというところでございますので、よろしくお願い致します。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） では、私のほうからは、直接には防災、今の事業計画といいますよりも、その後の住民の地域支え時の支援の関係になりますけれども、簡単にご説明させていただきたいというふうに思っています。

現在、災害時の支え合いといたしまして災害時住民支え合いマップを、住民課を中心といたしまして総務課、振興課など課連携により行っております。災害時の避難の際、支援が必要な人、支援する人、避難場所や避難方法などを記入した地図を各地区ごとに作成いたすという住民支え合いマップの作成なんですけど、これは行政が行うのではなく、地域住民が主体で作成をするものでございます。

平成27年度はモデル地区1地区と自主作成をした1地区、合わせて2地区が作成済みです。28年度以降、順次全地区作成の予定です。

基礎資料といたしまして、住民支え合い台帳は家族の状況から日常生活まで記入されるために、今後の同意を当然得るわけですが、日常生活支援にも役立たせていくというような予定でございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ありがとうございます。

次の質問もお答えをいただきましたけれども、熊本地震のときにほとんど実際に行政が稼働できなかった、そんな関係で非常にいろいろの部分がおくれたというようなことを踏まえて、この災害時事業計画をつくるように、早期にというのがまた出ているかと思うんですけども、ぜひ、つくる意思是わかりますので、大体この辺までにはつくるというようなこと

を踏まえてぜひやっていただければと思います。

続いて、2番目の防災組織の立ち上げと地域支え合いの支援はということで、お答えの中にもありましたけれども、既に地域支え合いマップは2地区ができて、その後これから広がって28年度はもっと積極的にやるというお話を聞きましたけれども、その前に地域防災組織が長野県ではほとんどできているようではありますけれども、麻績村では25地区のうち21地区、まだ4地区ができていないのではないかと思うんですけれども、この辺につきまして、先日の地域懇談会でも、消防署を踏まえていろいろのリーダーなりいろいろ構えて、ぜひここを検討したいというお考えがあったものですから、この辺はぜひやっていただきたいと思うんですけれども、その辺のことについてのお答えをいただきたいと思うんですが。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それではお答えいたしますが、地域防災組織につきましては、現在25地区中、議員さんがおっしゃるとおり21地区ということで設置率84%という状況でございます。未設置地区の状況でございますが、今現在、総務課で把握しておるところでございますが、2地区が設置に向けて準備をしておるということで、総務課のほうへも相談に来られている地区もございますので、その形で動いております。

また、未設置地区があと2地区ということになりますので、この地区についてはまた連絡をとりながら相談をさせていただければと思っているところがございますので、よろしくお願ひします。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 前々から余りよくない言葉ですが限界集落的になって、ほとんど地域に人がいなくなったところについて、組織しろと言っても非常に無理かと思うものですから、もう個別把握とかいろいろな方法があるかと思うものですから、ぜひおくれることのないように、ここだけ取り残されて、ほかが一生涯懸命になりますと、どうしてもなければそこが、もしあった場合にですね、取り残されちゃったりいろいろすることのないように、ほかの方法も考えてやっていただければと思いますので、ぜひそんなことを踏まえて、今年度中には全地区をそれなりの形にするようなことを検討していただきたいと、検討でなしに実施していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、最後の質問でございますけれども、防災訓練の実施、実際にできたところについては訓練が実施されていると思うんですけれども、その各地区いろいろのところがあるかと思ひますけれども、ぜひこの辺のレベルまではこういうふうにしたいというような、均平化な

りいろいろを考えて指導をしていただきたいと思いますけれども、その辺についてのお答えをお願いしたい。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 防災訓練の実施の関係でございます。地区防災組織が現在設置されておりますので、その防災組織の中で麻績消防署、消防団、また総務課等に相談をいただいておりますので、その中で実施しております。消防署で地区に出向いて行って訓練をしたというところでございますが、平成27年度はもう7地区が実施しておりますし、平成28年度は既に4地区が実施しておる状況でございます。

また、本年度より現在数地区ずつに分けて防災訓練ができないかというような検討も進めておりますので、そんなような形でできるだけご協力していきたいという形で考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ぜひ、先ほども言いましたように、備えなどをしていないところに来るような意識がありますので、ぜひ備えをしていただきたいと思います。地域力を上げるためには協力する人とリーダーが必要ですので、ぜひそんな意味で、そんな人の発掘と働きかけも含めてお願いしたいと思います。

先日お聞きしましたら、麻績村住民からの浄財というか、各地震とか災害に対する寄附とかあれですけども、県北部の神城地震について寄附金が6万円ぐらいだったですか、昨年度の関東の大水害については寄附金が27万円ぐらいだったですか。それと、さきの熊本地震につきましては、お聞きするところ寄附金が120万円を超えているというようです。地震ほか災害について、他人事でない意識が出てきている証拠かなと思うんです。鉄は熱いうちにといいますけれども、いろいろの意識が、そういうときにやっていただければ相当に効果が上がるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

災害の規模が大きければ大きいほど、大きくなるほど公助に時間がかかります。公助には時間がかかりまして、村民一人一人の自助、住民同士の共助が欠かせません。地域の防災力を高めるために、住民支え合いマップの早期作成をお願いすると同時に共有化をお願いしたいと思っております。

県でも県強靱化推進ということで事業が組まれていますので、ぜひその企画にも乗り、村の災害への対応強化もお願いしまして、何事にも、災害には特に備えあれば憂いなしですので、できるだけ対応をお願いしまして私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（尾岸健史君） 6番、峰田昶議員の一般質問は終了しました。

◇ 坂 口 和 子 君

○議長（尾岸健史君） 続いて、7番、坂口和子議員の一般質問を許可します。

7番、坂口議員。

〔7番 坂口和子君 登壇〕

○7番（坂口和子君） 7番、坂口です。

質問事項は、1が麻績村の観光ガイドの取り組みについて。要旨はガイドの会養成講座を村主導で行う考えはないか。それから、村の観光案内対策について、従来型と将来型をどのように考えているか。それから、筑北村の観光案内との連携はどのように考えるか。それから、駅前タクシー会社との連携により、村外者の案内コース等を考慮してはどうか。これが質問1です。

それから、質問2は、村の歴史、文化の維持管理を今後どのように考えるか。要旨では、寺社等の建造物、伝統文化の継承に関する考え。それから、案内ガイドブック、今までたくさん作っていますが、その活用と利用者の反応は、ということです。

これら、さきの通告に従ってお伺いいたします。

村の案内ガイドについては平成24年12月にも私が一般質問を行っております。その折の村長及び教育長は、現在、村には麻績村歴史を学ぶ会という組織があるので必要なときにはガイドをお願いしており、お客さんからは大変喜ばれている。それから、村主導でやるのではなく、当面は麻績村歴史を学ぶ会をお願いしていく。また、今後は村内の観光施設を利用するお客さんには、その施設の従業員が案内できるように歴史、文化、産業等、基礎知識を身につけて対応してもらえるように指定管理者の責任者と相談して体制を整える。また、神社、仏閣についても観光客が多くなればその施設でその施設の案内をしてもらう体制を整えるように施設をお願いする。福満寺と神明宮には互助会組織があるので、そこへ依頼をしていくという答弁でした。あれから3年半が経過しています。その体制は整っているのでしょうか。また、村のホームページにはどのように案内されているのでしょうか。

先日は国の交付金の利用で中町の花屋も相当なお金をかけて改修しました。来春には神明宮の改修が終了します。そして、従来からの幾つかの歴史文化の価値が高いと称する数々の

文化財の保存と、それらを生かして村をより輝かせるための考えを本日の質問に選びました。各質問の要旨についての答弁を求めます。また、再質問は自席にて行います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは、お答えさせていただきます。

それぞれご質問でございますが、麻績村の観光ガイドの取り組みということで、項目では4項目頂戴しているわけでございますが、それぞれ関係し合う点がありますので、まず全体で答えさせていただきたいと思っております。

現在、観光課へ観光ガイドを求めるお客様の数でございますが、これはそう多くないという状況でございます。今後、観光客をさらに呼び込んでいくということになりますと、ガイドの体制というものを整える必要があるというふうには考えております。

しかし、村主導のガイド育成ということになりますと、これは大変難しいことであるというふうに考えております。これは以前から変わっておりません。そして、その幅広い専門的な知識、こういったものを習得し、そして初めてのお客様が聞き入ってくれる、いわゆる話術のようなものです。こういったものを体得して、そして相手のご都合に合わせた対応、こういったことができるガイドさんになってくれるというのは極めてまれであるなど、こう考えております。ぜひ興味を持ってやってみたいという方が現われてほしいと、こう願っているわけでありまして。

そうした中で、まずは以前から申し上げておりますように、観光事業に従事する職員、これの教育、これはいわゆるガイド育成ということを含めてでございますが、こういったものを進めていきたいなど、これからも進めていきたいと、こう考えております。

あわせて、現在ガイドをお引き受けいただいております方々との連携を強めまして、お客様のご要望に応じていけるような体制を整えていきたいと、こんなふうには考えております。

議員ご提案の村主導のガイド育成につきましては、お客様のご要望がもっとふえた段階では考えていかなきゃいけないのかなと、現時点では現状でおおむねこなせていけるんであるうし、それからさらにいわゆる観光に従事する職員がもっと質を上げていく必要があるんじゃないかなと、こう考えております。

それから、ホームページのご質問がございましたが、以前のホームページを改修して、新たにしたわけでございますが、特に今回は文化財、あるいは歴史に関するページを相当数

ふやして、写真等も全てやり直し、それから説明等につきましても全てやり直しておりますし、それからさらに多国語対応といたしますか、そういったこともやっております。英語、韓国語、中国語、こういったことをやっております、いわゆるご利用される数も大分ふえておるといような状況でございます。

現在の状況について少しお話をさせていただきたいと思うんですが、一番多いのは、今、善光寺をめぐるツアー等でございますが、これにつきましては、善光寺街道歩き旅推進局の皆さんが大変協力的でございまして、ガイドをいただいております。また、福満寺、法善寺等につきましては、現地の方が案内をいただいております。特に福満寺等につきましては、福満寺を護持されている方、この方、歴史を学ぶ会にも入っておられる方でございますが、いろいろな幅広い知識を持った方が福満寺のみならず、いろいろ含めてご説明していただいております。

それから、聖の博物館、観月苑、これらも最近はお客様、いわゆるそういった専門の方がふえているわけでございますが、これらにつきましては、そこに従事する職員が案内をしておるといような状況でございます。

それから、別荘のお客様などが近隣、これは近隣といいますと築北村さんでありますとか長野市さんでありますとか千曲市さんであります。具体的には岩殿寺さんでありますとか観音寺さん、修那羅の石仏、それから切通し、青柳宿、それから芦の尻の道祖神、それから千曲市の姨捨、いわゆるこういったところも、ごくまれではあるんですがあるわけです。こうしたときには観光課の職員が対応しているということでございます。

それから、また、7月から9月にかけて、これはことしからでございますが、計画されておりますシェーンガルテンおみ付近で朝焼けを鑑賞するというツアーが新たにできたわけでございますが、これは千曲市の旅館に泊まれたお客様が夜景は千曲市で見る、それから朝焼けを何とかアルプスの峰が赤く染まる、それを見たいという、こういったツアーであるわけでございますが、これは現在宿泊を受ける千曲市さんの旅館さんがそういった研修を進めていて、千曲市のほうから案内をしながら来られると、こんなことになっております。

それからさらに、最近ふえておりますのは聖山登山であります。これは坊平からいわゆる古道を聖峠まで上がりまして聖山を目指すという、このルートでございますが、これらにつきましては案内というよりもコース整備とか、それから説明の図面ですね、こういったものを用意したりして対応しているということでございます。

それから、そうした中で、これからどんな形でガイド等が必要になってきたり、あるいは

対応していかなくやいけないかということでございますが、最近外国のお客様もふえてい
るんです。外国の方、こういった方にもきちんと対応していかなくやいけないというこ
とであるわけではあります、先ほどから申し上げているように、それぞれの施設で対応して
いかなくやいけないということでございますが、これは、つい最近、5月にもあったわけ
でございますが、イギリス、アメリカ、カナダから30名ほどのお客様が参りましたが、これに
つきましてもそれなりの対応をさせていただいております。

それから、以前は……、これは次の質問のほうに回させていただきます。

そういったことで……

○議長（尾岸健史君） 答弁の途中でございますけれども、質問者の坂口議員にちょっと確認
いたします。

これは一問一答ではなく、総合的ですね。

○7番（坂口和子君） そうです。

○議長（尾岸健史君） では、一括答弁でよろしいですね。

○7番（坂口和子君） はい、結構です。

○議長（尾岸健史君） ですから、質問の事項の1から2まで一括答弁を求めます。

○村長（高野忠房君） わかりました。

それでは答えさせていただきたいと思います。

それから、今後の必要な事項というご質問にもございましたが、これはやはりお客様のニ
ーズに的確に答えていくということではないのかなと、こう思っております。今、来られる
お客様のニーズというのは、より深く、より広くというご要望があるわけございまして、
こういったご要望にも答えていかなくやならないと、いわゆる専門的な知識ですね、こうい
ったものにも答えななくやいけない。これは特に信濃の月でありますとか、信濃の文化、それ
から新たにいたしました聖博物館とか、それから麻績宿とか、こういったことにもきちんと
答えななくやいけないということでもあります。

それからさらに、今後必要な事項というのは、オンリーヒアー、オンリーワン、ここだけ、
あるいはここにだけ、それから一つだけというような、こういったものを強く出していく必
要があるんじゃないかなと。それには景観でありますとか歴史文化、こういった麻績独特の
ものをもっと表に出していく必要があるんじゃないかなと、そう思っております。

それから、インバウンド対応であります、これは今全国で進めているわけござい
ますが、最近麻績村も少しは入ってきておるということで、これからさらにこれを迎えていくと

ということになりますと、まず言語、言葉ですね、言葉の対応、それから難しいのが食事になるわけです。食事の対応をしなきゃいけない。それからさらにいわゆるマナーですね、こういうものに対応していかなきゃいけないと、こう思っているわけでありまして。

それからさらに外国語表記のホームページ、それから観光パンフ、これはマップ等でございますが、これらにつきましては順次進めておりまして、ホームページ、それからパンフレット等につきましては大分整ってきたかなと。あとは、マップ等をこれからどうしていくかということになるのではないかなと、こう考えております。

それからさらに、W i - F i 環境の整備、これもこれからの観光地、必要になってまいるわけございまして、シェーンガルテンおみ等につきましては、全館でW i - F i が使えるというようなことにもなっております。

そうしたことで、今後求められる観光事業を進めていくには、外部の観光ガイドさんをお願いするというのも大事でございますが、それ以上にまずは職員の資質の向上、これに努めることがまず第一ではないのかなと、こう考えているわけです。

それから、今後についてのお話でございますが、さらに最近の問い合わせ等があるのは、ゲストハウスでありますとか、それからキャンプのお客様のテントサイト、バンガローのほかにテントサイト、それからあるいは観光と言えるかどうかということではありますがテレワークハウスですね、これは別荘とか古民家を使ってということでございますが、これも単独利用からシェアリングというようなこともおっしゃる方もあります。それから、最近、村内各地でも見られるんですがサイクリングロードですね、景観のよい一般道を自転車で通ると、こういった観光です、こういったものも最近ふえているわけでありまして。

それから、ご質問の中の築北村との観光案内の連携ということでございますが、これは当然のことです。近隣と連携ということですが、築北村とということ以上に、さらに広い範囲が今求められております。特に麻績村につきましては長野市さん、それから千曲市さん等の連携、いわゆるこういったものもさらに必要ではないのかなと、こう思っているわけでありまして。具体的に申し上げますと、長野市の大岡、それから千曲市、それから上田市、それから青木村、松本市、安曇野市、こういったところと具体的にもう既にいろいろな事業は進めているわけでありまして、これからも力強く進めていきたいと、こう思っております。

それから、パンフレット等のいわゆるこういった情報交換、パンフレットを置き合うとか、それからいろいろな情報交換、こういったことも必要ではないのかなと、そう思っております。

す。

こうした中で、長野市さんのことは長野市さんへお連れするから長野市さんでお願いということは非常に無理なことでありまして、例えば長野市さんのほうに案内をするのであれば、我々が連れていくとすれば、我々がその知識を持って案内をしてやると。それから、この築北へ行くにしても、こちらから行って、時に築北村さんの観光課の方をお願いするのではなくて、こちらがそのくらいの案内はできるというくらいのものにしていかなきゃいけないのではないかなと、こう思っているわけでありまして。

それからご質問の中にもございましたが、駅前のタクシーの会社さんとの連携、それから観光案内ということでございますが、これにつきましてはもう既に実施していただいておりますということでもあります。先日も、具体的にどんなお客さんが多いんですかということでも私聞きましたら、一番多いのは善光寺街道のようであります。それからさらには、33番札所をめぐるというお客さんを案内することが多いということでもあります。それからときには、アルプスを見たいんで、その一番お勧めの場所へ連れていってくれというようなお客さんも時にはいるようであります。それから、パンフレットとかポスター、こういったものも駅前の案内所をお願いしてご案内をしていただいておりますということもございます。議員がおっしゃるように、地元のタクシー会社さんとはこれからもしっかりと連携をしていかなきゃいけないなど、こう考えております。

それから、村の歴史文化、維持管理を今後どう考えるかということでもございますが、これにつきましては、やはり今、先ほどから申し上げているように、オンリーワン、オンリーヒア、ここだけ、あるいはここに一つだけというようなものを観光資源としてお客様を呼ぶということになりますと、やはり、この歴史文化、こういったものが大事でありますし、これからもきちんとしていかなきゃいけないと、こう考えているわけでありまして。

そして、こうした中で、それぞれの地域の歴史、遺産等につきましては、関係皆様が大変お力をいただきながら継承保存しているわけでもございますが、これにつきましては感謝を申し上げます。指定文化財につきましては、これは所有者、管理者が行う改修事業等へ村もご支援をさせていただいているということでもございます。これからは伝統文化の継承事業、これらについては支援をさせていただくということでもございます。

具体的な内容につきましては、この文化財につきましては、教育長のほうから答えさせていただきたいと思っております。

それから、最後のほうのご質問でもございますが、観光ガイドブック等の資料の活用と利用

者の反応はということでございます。これは最近いろいろなものが必要となっているといえますか、新たにつくるということでやっておるわけでありますが、やはりこれ表現はちょっと適当ではないかと思うんですが、やはりこういったものにもいわゆる賞味期限というのがあるんです。やはり常に新しい情報を載せたペーパーといいますか、紙、それからホームページのような情報、こういったものは常に新しくしていかなきゃいけないということであります。

今、パンフレット等につきまして、我々がお願いしているところは、東京でいうと銀座NAGANOでありますとか、あるいは大阪、名古屋の観光案内所、それからこの近くでは上田の新幹線駅の観光案内所、それから松本合同庁舎、長野自治会館等、それから村内の観光施設でもそれぞれ置いているということでありますし、さらにこの観光パンフレットにつきましては村から出て行ってやるイベント、物産展でありますとか観光キャラバン、こんなところでも配付をさせていただいておるということであります。

それから、最近、小冊子、これはいろいろなもの、最近発刊させていただいておるわけですが、麻績宿にかかわるものが現在2冊、それから登録有形文化財に関するものが2冊、それから草木染め、それから聖博物館、それから月の館通信、それから伝統食、伝統行事、こういったものを最近発刊しているんですが、実はこれは非常に問い合わせが多いです。非常に多くて、もう残りが少なくなっているというようなものもございまして、実はこれが不思議なことに村外者が多いということです。村外の方が多いということでございまして、大変評価が高いということでございまして、今後部数がなくなって、人気のあるものについては増冊等も考えなきゃいけないのかなと、こんなことも考えております。

以上、答弁をさせていただきました。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうから文化財の部分の維持管理の保全事業の関係を若干補足させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、社寺等の建造物等の部分でございますが、現在も国・県指定の重要文化財につきましては、維持管理、また、古くなった部分、壊れた部分の修復を今現在も進めているところでございます。仏像関係につきましても、福満寺あたりのものは修復が終了してきているということでございます。

そんな中で、村宝を含め多くの文化財がある中で地元住民、そして檀家や氏子の皆様のご理解とご協力によりまして維持管理がされているということで、非常にありがたく感謝を

申し上げているところでございます。

そんな中で、村といたしましても貴重な文化財を保存し、継承していくための努力は続けているわけですが、やはり村でやっていく上においては、村宝指定等の部分において行ってきたいということがございます。これは政教分離等のいろいろな問題がございしますので、そこら辺の支援をどのようにしていくかということではありますが、有形、無形を問わずそのものの価値観等を調査する中で、文化財保護委員会のご意見、また、県等関係機関のご意見をいただく中で村宝指定、そして県宝指定等への段階を踏みながらやっていくことが大切かというふうに考えております。

そんな中で、現在も文化財の指定指示の標柱等の点検を行う中で、あわせて行っているということで、今現在、標柱の部分で、96カ所の標柱を今確認してございます。そんな中で、損傷の激しいもの等も順次建てかえられるよう計画をしていく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

なお、村といたしましても、やはり最低でも、先ほど申し上げましたが村宝指定等が重要なものとなってきておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 再質問を幾つかさせていただきます。

最初に申し上げましたけれども、24年のときに質問して以降、そのときに答弁された内容が今日どのくらいその成果が出ているかということ、まずお尋ねします。

先ほども申し上げましたように、施設での職員にやってもらうとか、それから歴史を学ぶ会のほうへ依頼して、その人たちでやってもらうとかということが24年12月に既に答弁されておりました。その成果が今どのくらい見えているかを、まず最初にお答え願いたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 先ほど申し上げましたように、それぞれ職員の皆さん、勉強させていただいておりますし、それから特に指定管理をしておりますシェーンガルテンおみでございますが、外国人にもきちんと対応していただけると、こういったところまで来ているということで、大変ありがたく思っているわけでありまして。

それから、歴史を学ぶ会の皆様におかれましても、本当に幅広い研究をされておられまして、今、村の施設等の案内を、ガイドをお願いするにしましても、福満寺さん等につきまし

ては福満寺の互助会の皆さんということではあるんですが、それぞれ歴史の会に加わっているいろいろ勉強されている方でございます。さらに、そうした形で多くの皆さんの対応をしてほしいなど、こんなふうに思っております。

それぞれ、これは一朝一夕にしてできることではございませんので、時間をかけてさらによいものにしてほしいなど、こんなふうに思っているわけです。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） その点は、先ほどの村長の答弁のように、確かに麻績村のホームページに文化、歴史についてのページはうまくできています。私も見ておりますのでわかっております。それを麻績村ではどうやって活用して、どのように外部の人たちに案内しているか、活用しているかということが、ホームページでもっとPRができるようにしないと、外から来た、または来たい、麻績村がそんなに歴史の深いところか、文化の高いところかということを知っても、ではどうやって行って、どのように対応してもらえるかということが薄いと思うんです。

実際に、ですから私が今回質問したいのはそこなんです。その対応を誰たちがどのようにして、申し込みはどのようにしてもらえれば即座に対応できますよ、それから、麻績村にはコースとしてこれこれこういうコースもあって、こういうコースもあったり、それから築北村との連携をすればこういうコースもあったり、宿泊所はこういうところがありますよというようなことがやはり一目瞭然に見えるような、そういうものが村としてもっと発信されてもいいんじゃないかということで、そのためには、やはりそういうガイドという一つのセットになったもの、それから、または景観もセットになったもの、宿泊地もセットになったもの、それから聖高原のいろいろの遊ぶところもセットになったもの、というようなことが全てセットになっていてPRされてこそ、麻績村の歴史文化の高い村が宣伝できたり、観光が宣伝できると思います。だから、その点についてはいかがですか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） おっしゃるとおりです。

それで、今、伝えましたけれども、麻績村に一番入ってきて、観光について情報を発信しているのはホームページだと思います。ホームページを改修してから、アクセス件数等につきましてはこちらで分析をしております。以前とは格段の差でふえております。それで、お客様のほとんどがホームページから入ってきておられますし、それから議員もご承知だと思

うんですが、ホームページもいろいろなところへリンクしております。それでそういったリンク先、さらにはブログでありますとか、あるいはフェイスブック、いわゆるこういったところへもつながってきて、最近の方はそういった方がほとんどであるなど、そんなふうに思っております。

そういった面では、かなりの情報提供ができているというふうに思っております。それから今、連携という形をおっしゃいましたけれども、連携等につきましては、今のお客さんのほとんどがそういったもので連携の箇所を確認しながら、どういったところへ行きたいと、そんなご要望も承っていくというのが現状であります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） そうすれば、結論をお聞きしますと、今の対応で十分できていると、麻績村の歴史文化の、それから麻績村の内容については十分今の体制で十分できているという解釈でしょうか。

村の歴史、文化については、ここで生まれ育った60代後半、70代、80代の方々については、子供のころからお祭りがあつたりして、それなりのいわれや歴史が自然に身につけて習得されていると思いますけれども、今学校では日本史や郷土史についての学習、それから、地元のお年寄りからのお話をいろいろ聞くという機会が昔は多かったんですけれども、今は少ないのではないかと思います。

そうすると、子供の数も減っておりますし、お祭りもできておりませんので、麻績の歴史文化を子供や村外からの移住者、または50代以下の若い世代への継承が難しいのではないかと思います。だから、せめて村の中に確立されたガイドの会のような組織ができていまして、そして村外者はもちろんのこと、村内でも学校の授業、または図書館の企画、それからつい先日発足しました小学校のコミュニティスクールのおみっこ応援団等の活動の中で活発にやっていたら、親子が一緒に村のことを勉強できて、そして自然に若い世代にも継承されていくと思う。

ですから、私はガイドの会のような、ガイドの会とは指定しませんけれども、そのような麻績村の歴史文化、または先ほど言いました継承から観光地全てを総合的にいろいろなことが継承されて、伝承されていく、そういう確立ができていなくちゃいけないんじゃないかということでガイドの会を私は提案しているんです。

それで、過去にもそういうことをやっているんですけれども、今の村長の答弁だと、現在

は、最近では職員が対応はしているし、それから外国語に対しても対応しているから、今のままでいいという考えに解釈できますけれども、それでよろしいのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 先ほどから申し上げているのは、いわゆる観光というのは動物、動くものだと思うんです。常にその方向を見きわめながら、今どんなものが求められているかということ動いていかなきゃいけないというふうに思うんです。決して今のガイド体制で十分ということは言っているわけじゃないんです。今の状況でできる範囲、そして、もっともその効果のあるやり方としてはどうかということ今申し上げているわけです。

例えば、これから村の職員が一切も何もせずにガイドの会を養成してからということでは、もし議員はそれでいいという思いがあるかと思いますが、もうそういった時期じゃないんです。もう今、今どうしていくかということに対応していかなきゃいけないということで、まずは職員の資質向上、こういったことに今努めているということでもあります。だから、決して今の状況でいいということ言っているわけじゃないんです。

それからさらに、地域の子供たちが地域の歴史を学んだり、それからふるさとを学ぶのにガイドの会を養成してということではありますが、もう既に子供たちは地域のお年寄りにもご理解、ご協力をいただきながら、昔からつながっている遊びだとかそういったことを教わりながら、そして自然とこの地域の歴史等を学んでおります。それから、時には歴史講座というようなことをやったり、それからおみの学び舎で授業をしたり、日々の中でそういったことを関係皆様のご努力でやっていただいております。

ですから、あえてガイドの会を、これから求められるガイドさんに求められるような要素を全て習得していただくようなことをやっていくということは、大変今の時点では難しいということを申し上げているんです。ですから、もしそういったことをやってくれるという方があらわれれば、本当にありがたいと、こう思っているわけです。ですから、村が積極的にこういったガイドさんを養成していくということは本当に難しい、本当に専門的な機関が行うこと以上に難しいのではないかなと、こんなふうに考えているわけです。ですから今、できる範囲で、それぞれの餅は餅屋で進めていくことを優先していくことを申し上げているわけです。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 先ほどの前任者の質問にもちょっと関係してきますけれども、村の高

年齢の皆さん、もっと元気に頑張ってくださいとすれば、申し上げましたように非常に歴史について、村の歴史、それからいろいろ伝承についても詳しいと思うんです。そういう方々を生きがいの一つとして頑張ってください。個々にお願ひすれば、いっぱい頑張っていっちゃったり、お願ひできることは私も承知しております。でも、それを村を挙げて村民みんなでそういうことをやろうではないか、やったらどうだということで、生きがいの一つとして頑張ってくださいとか。それから、それを見たり聞いたりする、今言った50代以下の若い人たちも、よそから来た若いお嫁さんたちも、ああ、麻績村はこういうところなんだということも早く学習していただいて、親子ともどもに学んでもらうということもできるのではないかな。

今、私が心配するのは、先ほども教育長が答弁されたように、文化財の保護についても、それからこれからの問題についても考えは大事だと思いますし、それであってほしいと思います。しかし、それにはそれなりの財源から、それから維持していただくだけの体制が整わなければこれができないんじゃないかと思うんです。自然に住民の方々に麻績村のそういう財産は大事だということを知ってもらって、いわゆる50代以下の若い人たちも知ってもらって、そして継承されていかないと、ちょっと話が飛びますけれども、先ほどの福満寺の例大祭のときにも区長さんがお話ししていましたね、なかなか地区だけでは維持できないと、今後は維持が難しいと。ですから村も考えてもらいたいということもご挨拶の中にあつたと思います。確かにそうだと思います。

ですので、村を全体でこの文化財、それから歴史についての学習ができていけばいいんじゃないかなと思っていますので、その点は特に私は強調したくて今回質問したんですけれども、その点はいかがですか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 観光に対する思いは私も坂口議員さんも同じだと思うんです。同じだと思うんですが、ちょっと違う点があるのは、議員さんは皆さんで、みんなでということをおっしゃっているんですけれども、実は今、麻績村に来られる観光の方に、ではみんなに対応すればいいというような段階ではないんです。それぞれ専門的な内容といいますか、そんなことを求めてこられる方もありますし、それから具体的にその植物のこととありますとか、あるいは景観のこととか、それから麻績村ではなくてこの麻績村周辺のこととか、そういったことで来られるお客様のガイドを、村民みんなでということ是非常に難しいんじゃないかなと、こう思っているんです。

ですから、先ほどから申し上げておりますように、一番はその観光に従事する皆さんが、関係者が対応できることがまず大事だと。それから、そのほかにさらに専門的な知識とか、そういったことが必要であればその専門家をお願いしていくとか、そういったことでないのかなと。ですから村民みんなが専門家になるということは、これは非常に難しいことであるなど、こう思っております。村民の皆様にはそれぞれできる範囲でもう既に、現在も、今もう活躍していただいておりますから、ぜひこれからもそういった形で続けてほしいなど、こう思っているわけでありまして。

それから、もっと多くの方に知っていただくためにということではありますが、そういったことを含めまして、最近はいろいろな冊子を発行しているのはそういったことであるわけです。中には全戸配布をさせていただくような雑誌もあるということは、よき時代を知ってもらおうということも含めてやっておるわけでございますし、それから、博物館を新たな形で、この麻績の歴史は博物館に行けばわかるというような形に今新たに改修したのは、麻績をもっと知っていただく、村民にも知っていただく、こんなことで進めているわけでありまして。

ですから、思いは同じだということをお先ほど申し上げたんですが、そういった思いで今村づくり、観光事業については進めているわけでございますので、どうぞこれからもご理解、ご協力をお願いしたいとこう思っております。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） そうすれば、1番の最初の質問の1の2の従来型と将来型の観光案内については、今までの村長の答弁の中にそれが含まれているという解釈でしょうか。従来の観光はこんなふうにしていただけたけれども、観光案内はこうしていただけたけれども、将来的には今後こうしていきたいという村長の考えがその中に、今までの答弁の中に入っているという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 先ほどもお答えさせていただいたわけですが、今までは外国人の対応ということはほとんど考えなかった。しかしこれからはそういうことを考えていかなきゃならないということもありますし、それから、先ほど、簡単に申し上げたんですが、例えば食事というような問題、これはやはりお迎えするに当たりまして、食べてはいけないものがあるんです。そういったものとか、それからマナー等については全く違うわけです。

それから、今、日本食というようなことが言われておるんですけれども、こうした中で日本食の中でも出してはいけないものが出てくるわけです。そういったものも全てガイドもそ

うですし、お迎えする旅館側もそういったことも考えていかなきゃいけないということであるわけです。

ですから、これからはそういったことまで考えた観光案内、それから観光のお迎え、こういったことをしていかなきゃいけないし、それからさらに新たな観光、新たな観光施設、こういったものもこれから検討していく必要があるのではないかなど、こういうことを先ほど申し上げたわけでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 了解しました。

それでは、もう一つ再質問をさせてもらいますけれども、先ほどちょっとタクシー会社との連携のことについて答弁がありましたけれども、いわゆる今、歴女と言われる女性もふえているということですし、それから、年配の歴史探訪者もふえている傾向にあるんじゃないかなと思います。そのときに麻績村の場合は鉄道を利用して来られた方について、今のタクシー会社と連携をとっているということは伺ったんですけれども、その連携がどのくらいとれているかということも知りたいです。

それから、大勢で来られた場合、大勢というか、それは何十人というのはまた別、観光バスなんかで来ると思いますがけれども、例えば七、八人、または10人くらいのマイクロバスくらいで来たいという人があった場合のその対応ですね、どうするか。

逆にです、タクシー会社とそういうことも対応ができますよというホームページにうたってあれば、そうすれば歴女と言われる人たち、または年配の人たち等の複数の人たちの対応ができると思いますし、それからタクシー会社との連携をとれば、会社自身に麻績村がどのくらい観光に力を入れているか、またはそういう歴史文化がどのくらい貴重なものがあるかということも会社自身も知っていただいて、宣伝の一翼を担ってもらえるのではないかなという考えもあるんですけれども、そこらはいかがでしょうか。

今までタクシー会社を利用しているということですから、その範囲はどのくらいのところで、その効果はどんなふうにあったでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） これは先日駅前のタクシーの責任者山本さんのお話でございますが、ほとんどがご予約の方ということです。ご予約の方と聞いております。そして、ほとんど個人、グループではなくて個人だというようなことを聞いております。

そういった中で、先ほども申し上げましたが、大概来られる方は年配の方ということです。年配の方が多いということを聞いております。それで場所につきましては、先ほど申し上げたような場所が主だというようなことで、タクシーさんのほうも、できればこういったお客さんがもっともっとふえていただければ売り上げにもつながってありがたい。村のほうでもぜひということですが、実は村のホームページ等につきましてもそんなご案内もしておりますし、この近隣についての連携と申しますか、広域の近隣、そんなことにもリンクできるような形にホームページ、改修されておりますので、来られる方、結構ご利用して来られるのではないかなと、こう思っております。これからもタクシーさんのところとは連携をしていきたいと、こう思っております。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 細かいことですが、タクシーでお客さんが来られた場合に案内に行き、その案内をタクシーの運転手さんができているという状態ですか、今。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 村へも当然来られると申しますか、例えば観月苑とか、それから法善寺さん等へお連れしていくときには、それと先でご案内をいただくというようなことをお願いしたりしているようですし、それから運転手さんみずから案内しているというようなこともあると聞いております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 答弁していただきましたので、私のところでまだ全部が紹介されているわけではありませんけれども、要は世代を超えて、さっきの村長、私が言ったみんなということとはちょっと村長の解釈の中にはずれがあるかなと思いますけれども、村全体が、やはり麻績村のそういうものを大事にしていくという考えが、村民みんなで習得できればいいなという考えからみんなという言葉を使っただけのことで、これからいわゆる観光村として、麻績村が輝いて外へPRできる村としていくにはどうしたらいいかということの一つとして質問させていただきました。

なかなかこれは難しいことも伴っている、人材も大事なことです。難しいとは思いますが、やはり外の、私たちがよくどこかへ旅行したときなんかは、ガイドの会の人たちがあってガイドしていただくとか、または観光地の先々には既にテープがあって、ボタンを押せばテープ案内ができますとか、そういうことがあったりとか、いろいろ工夫されている

と思うんです。観光地、ましてやいろいろな歴史文化等が継承されている、そういう行政では。

ですから、麻績村がもう少し歴史文化の会、村としてPRしていく、これからも維持管理をしていきたいというのであれば、今以上にやはり外部へPRができていて来客者、それを訪ねてくるお客さんも、例えば麻績村に来ている村外者、今、大分聖高原もふえているという数字もデータでは見ておりますし、それから高速道路を使って来られているというお客さんも一昔よりはふえていることは事実だと思いますけれども、果たして今の施策的なものにリンクして今の村が宣伝されているか、歴史文化の維持を今後続けていかれるのか、そういうことをちょっと懸念したもんですから、幾つかの細かい質問をさせていただきましたけれども、これはもう少し表に見えるような宣伝効果が必要じゃないかと思っておりますけれども、そこらはいかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 当然観光というのは、宣伝というのは、今、大きな要素を占めるわけでありまして。いよいよ来年信州DC、デスティネーションキャンペーンですね、こういったものも始まっていきますし、もう既にことは、そのスタートをしているわけでありまして。こういったことを含めまして、広域として進めていくこともやっておりますし、それから麻績村としては何が売り物になるか、こんなことも今やっております。

それからさらに、これからは、観光といっても昔は施設をつくってお客を呼ぶということでありましたが、今はそこにあるもの、そしてその全てが観光資源になるという時代でありますし、それから産業というようなものまで観光になるということでもありますから、そういった資源を掘り起こし、それからさらにそれに、それをいかに光らせていくかということをしながらか、おっしゃるとおりです、これからは多くのお客様を呼んでいく、こんな工夫をしていかなきゃならないと、こう思っております。

それと、先ほどから村民皆さんというそのお話の中で、麻績につきましても、村民の皆さんには感謝するわけです。これはさきの善光寺街道を歩く、こんなイベントとか、それからさらにサイクリング等が最近、そのレースがあるわけでありまして、こうしたときにそれぞれ沿道に村民の皆さんが出られて応援をされる、本当に温かい雰囲気、こういったものも大変重要なことでもありますし、そんな点では、これからは村民の皆さんにそんな願いをしていきたいと、ご協力をいただきたいと、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、最後に1つ要望です。

いわゆる施設の職員、それから役場の職員、それからいろいろな神社仏閣の、そういう施設の方々と何か連携しながら案内ができるような考えを今後持っていくということはありませんか。

例えばシェーンガルテンの職員にはどうやって……、職員からも聞きました、泊まっているお客さんとか、いらっしゃったお客さんがちょっと案内してもらいたいよということは聞いて案内していますということは聞いております。ですけれども、そのときに果たしてどのくらいの案内ができるかとか、学習してもらえるかということも今の体制でできるのか、できないのかということもありますし、それから各役場の担当職員についてもそうだと思うんです。今の体制で十分できるのかできないのか、ちょっと心配するんですけれども、そこらのところが、村のみんなと、村の連携ということはそういうことだと思いますので、そういう連携または十分な対応はするという考えは、何か新しく考えられますか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今おっしゃられることはもう当然なことでありまして、それぞれ連絡を取り合いながらいろいろなことを今も進めておりますし、これからもさらにきっちりとした連携をとりながら、よりよい観光に結びつけていきたいと、こう思っております。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、これからの麻績村にすごく期待します。麻績村の宣伝がどのくらい表に出ていって、大勢のお客さんが来るかを期待しながら、私の質問を終わります。

○議長（尾岸健史君） 7番、坂口和子議員の一般質問は終了しました。

ここで休憩をとります。再開は10時55分といたします。

それでは、ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（尾岸健史君） それでは、休憩を閉じ、質問を再開します。

◇ 小 山 福 績 君

○議長（尾岸健史君） 1番、小山福績議員の一般質問を許可します。

1番、小山議員。

〔1番 小山福績君 登壇〕

○1番（小山福績君） 1番、小山福績。

事前に通告いたしました3件について質問させていただきます。

1、地域おこし協力隊の定住について。

要旨1、村として起業を支援する策は。

麻績村では平成23年度より地域おこし協力隊の募集を開始して平成27年度末までに延べ21名を受け入れている。全国では2015年度は673の自治体で2,625人が活動したと報じられています。隊員の任期は1年から3年だが、任期終了後も同じ地域に住み続ける人が約6割いると言われています。現在の麻績村では村づくり推進課にお聞きしたところ、退任後定住の意思を示している隊員の方が4割の見込みとのこと。この地域には職場も限られており、定住するとなれば仕事がないと生活が成り立ちません。村長も若者定住施策にウエートを置いているわけですから、退任後の起業等へのバックアップが一定期間必要と考えます。

要旨2、ふるさと納税を通じて支援する計画は。

本年4月11日、総務省が運用を始めた一般社団法人移住・交流推進機構のホームページに全国から寄附を受けるコーナーを新設、これを隊員の活動資金に充てる仕組みと発表されているが、麻績村での計画は。また、このホームページにアクセスはしているのか、お聞きしたい。

質問2、限界集落について。

要旨1、集落再編成の計画は。

平成28年度から平成32年度の過疎地域自立促進計画書、第9章第1節集落の整備、現況と問題点の中に集落再編成整備も検討するなどと記載されています。限界集落とは65歳以上の高齢者が住民の50%以上の集落を限界集落と呼ぶそうです。平成27年1月27日、円明で起きた住宅火災のときに、若い消防団員の中には円明という地域を知らない方もいたようです。例えばですが、梶浦、真米、円明を1つに再編していくような計画も必要と考えます。再編により住民サービスへのスピード化、行政負担の軽減にもつながると思います。

要旨 2、今後集落機能に支障のある地区は。

村としては今後地域コミュニティの存続が難しいと思われる地区はどのくらい想定しているのか。各集落の伝統、しきたりもあり、非常に難しい問題と思われるが、なるべく早く再編成計画に着手する必要があると考えます。

3 件目、ホテル聖解体計画について。

要旨 1、所有者との契約解除の進捗状況は。

昭和49年に建設され、昭和63年ごろにホテル形式からマンション分譲形式に移行したと思われま。分譲形式がいつまで管理されていたかは不明です。6月3日午後、現地に出向き、ホテル聖の状態を確認してきました。内部には入ることはできませんでしたが、窓も数カ所割れており、窓越しに内部を見ますと各所に物が壊された跡があり、不法侵入が繰り返し行われているように見受けられました。また、たばこの吸い殻も数多く見られ、防犯上も火災発生の危険性もあり、早急に対処する必要があると考えます。

平成25年9月定例一般質問のときに、聖高原ホテルをどうするのか質問させていただきました。村長答弁は老朽化施設、この解体、これにもう一つ遊休建物があり、これが今、頭の痛い問題である。個人の所有になっている部屋があり、現在、その解決に向けて努めている。今後この辺についてはきちんと取り組んでいくと答弁されたと記憶しています。契約解除はあと数件になったと聞いているが、現在の状況は。

要旨 2、村長公約でもあったホテル聖の解体は7年目に入っているが、解体時期を答えられないか。

昭和の建物でもあり、有害物質が含まれていると思われる。解体費用も高額になると思うが、概算見積もりをとったことがあるのか。数千万は必要になると思われるが、財源はどうするのか。

以上、3件について村長のお考えをお聞きしたい。再質問は自席にて行います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、小山議員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

最初に、地域おこし協力隊の定住に向けてのご質問でございます。

平成21年度に始まりました地域おこし協力隊制度につきましては、麻績村では平成23年

度から導入し、現在6年目を迎えており、協力隊の皆様にはそれぞれの才能、能力を生かした活動をしていただいております。おかげさまで地域の元気力が一段と向上していると思っております。

この制度の一番の目的、最終的な狙いといいますのは、都市地域から住民票を移して地域協力活動を行いながら、その地域に定住・定着を図ることになっているわけでありませう。村でもこの制度の最終目標である地域への定住・定着を望んでおりますし、また、その支援につきましては、今後も充実を図ってまいりたいと考えておるわけでありませう。

議員からは支援方法としてふるさと納税を活用しての新たな対応、これらにつきましてもご提案をいただいておりますが、ご提案いただきました件は地域おこし協力隊に限ってというお話でございますが、現在、定住・定着に向けての隊員個々に相違があるわけでありませう。考え方の相違がございます。また、協力隊以外でもIターン、あるいはUターンなどによって定住・定着を求めている、目指す方もいらっしゃいます。総合的に見て、今後どんな方法が有効なのか、ぜひ検討させていただきたいと、こう思っております。

いずれにいたしましても、隊員が今後この地域に安心して住めるような体制を協力していきたいと、こんなふうに考えているわけでございます。

定住・定着に向けての国の支援策等につきましては、村づくり推進課長から詳細に答えさせていただきます。

2つ目のご質問、限界集落についてでございます。

現在、限界集落と言われる人口の50%以上が65歳以上の地区、いわゆる地区といひますか集落といひますか、これは現在村内、私ども村内には28地区という表現をさせていただいておりますが、このうち5地区が50%を超えているという地区であります。これは麻績地域で2カ所、日向地域で3カ所ということになっております。

こうした地域では、以前と同様の地域活動、いわゆる地域コミュニティ活動です、これを行うことが困難となつてきているということでございますが、このことは実は限界集落以外でも言えることでありまして、それぞれの地域では今できる範囲で工夫を凝らしてやっていると、いうふうに理解をしているわけでありませう。すなわち、維持すべき集落機能、それからそれらをできる範囲のレベルに変化させてきて維持をしているということではないのかなど、こう思っております。

それで、そうした中で、どうしてもやらなきゃいけないこと、でも、やるが大変難しいというようなことについては、いろいろな形で支援を求められることもあるわけでありませう。

すが、そういったことにつきましては、できるだけ支援をしていきたいなど、こんなふう
に考えているわけであります。

こうしたことから、議員ご提案の集落の統合によってこういったものを解決ということ
でございますが、実は近くの集落と一緒にしても、それぞれ個々の集落、いわゆる従前の集
落の機能といいますのは向上するということにはつながらないのではないかなど。全体とし
ての機能は向上するわけでありますが、なかなか個々の従前の集落の機能が向上するとい
うことまでは期待することが難しいのではないかなど、こう考えております。

集落の統合、いわゆる再編というのは市町村合併と同じでありまして、まずはそこに住む
住民自身に考えていただくことではないのかなど、そう思っております。村から一方的に進
めることはできないと考えております。村の計画の中では集落再編を進めたいということ
は言っているわけでございますが、これはやはり地域の皆さんの意向に沿ってということ
でございます。これは議員もおっしゃったとおり、昔から引き継ぐ伝統行事とか文化、それ
から財産の取り扱い、こういったものも課題の一つではないのかなど、こう考えております。

こうした中で、現在スポーツ大会とかいろいろな行事、それから消防等につきましてはそ
の目的といいますか、その内容から近隣地域と一緒にやって行こうほうがより成果が出せ
るということで、これらについては村主導といいますか、地域の皆さんのご理解を得なが
ら進めているわけであります。

そういったことから、いわゆる完全なる集落の再編ということについては、村が一
方的に押し進めるということではなくて、それぞれの地域でまずどうしたいかということ
を、ぜひ新しい方向を考えていただいて、それについて村は支援していくという従前
の考え方をこれからも貫いていきたいと、こう考えているわけございまして、ぜひ地
域で考えてほしいと、こう考えております。

さて、次の、今後集落機能に支障のある地区というご質問でございますが、実はこの
ご質問につきましては、集落機能に支障のある、これはほとんど全ての地区が言える
のではないかなど。これは限界集落とかそうでない集落以外を含めて、全ての地区で従
前のとおりの機能を果たせないということが聞こえてくるわけであります。

これはそれぞれの内容によって違うわけでございますが、高齢化が進む中で、何を
これから集落としてやっていかなきゃいけないかということをそれぞれ集落として考
えていただいて、どうしてもこれをやっていかなきゃいけない、でもやりにくいとい
うことがあれば、行政として何らかの支援策も考えなきゃいけないことではないの
かなど、こう考えているわけで

あります。

実は、私が住む桑山中央区の例を申し上げるわけですが、現在、私どもの桑山中央区につきましては高齢化率、麻績村の中で3番目、56.3%という立派な限界集落になっているわけです。昔は区有林の手入れとか、また手入れをした山のキノコの入札とか、そこまでやったり、それから祭りも盛大に行なわれてきたわけでありまして、それから除雪とか冠婚葬祭、これも地域の者が総出で行ってきたということでもあります。

しかし、今日、高齢化が進む中で多くのことができなくなっているわけです。しかし、従前の集落機能を変えてと申しますか、落としてと言ったほうがいいですかね、今までここまでできたが今はそれは必要ない、それぞれの地域の皆さんが考えて、今は必要とするこういうことをやっていけばいいというようなことで、地域活動はそれなりにやっているということでもあります。若い人がふえてほしい、地域の担い手がふえてほしいという願いはあるわけですが、できる範囲でそれぞれの地域で頑張っていこうということをやっているわけでもあります。

ぜひ桑山中央区以外の村内のそれぞれの地区は同じ悩みを持っていると思います。ぜひそれぞれのできる範囲で頑張ってもらいたいと思いますし、また、議員がおっしゃるように、それぞれの地域再編が進むような形で、地域でいろいろなことを考えてほしいと、そんなことを願っているわけでもあります。

それから、3つ目のご質問でございますホテル聖の解体計画でございますが、これは以前聖高原ホテル、これは村所有のスキー場の下のホテルについてのご質問とあわせてお答えした件かと思いますが、現在、この建物、ホテル聖につきましては民間の皆様のお所有になっておるわけでありまして、その権利が多くの方へ移っているという内容でございますが、実はその内容も大変複雑になっているということでもあります。

以前、これは私の公約としても何とか解決していきたいと、そして高原の玄関口にふさわしい景観として整備していきたいというお話をさせていただいたわけですが、それ以来、建設にかかわった方、もう既にいらっしやらないわけですが、現在、ご遺族の方とも幾度ともお話をさせていただいた中で、現在ご遺族の方も解決に向けて動いていただいております。村も協力をしていきたいということで動いているわけですが、現在、そのご遺族の方中心に今動いていただいております。

現在お聞きしております状況につきましては、ほぼ、3分の2が権利の調整等ができてきたということをお聞きしております。と申しますと、たしかあそこが20部屋に権利が設定された

と思うんですが、現在残る7部屋、所有者数としては5者ということになったということをお聞きしております。現在、これらにつきましては今交渉中でございます、この交渉中……、現在交渉中ということで聞いております。

そういったことで、今後につきましては、これらの交渉がおおむねめどがついた段階で、議員がおっしゃったとおり、現地の内部に入る等の調査をさせていただきながら、また具体的な将来に向けての検討をしていきたいと、こう考えております。できるだけ早い期間に調整がつくよう、またご遺族の方にもお願いをしまいたいと、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） それでは、私のほうから地域おこし協力隊についての定住についてご質問でございますので、要旨に沿いまして補足説明をさせていただきます。

任期終了日から起算しまして1年以内、または任期終了日から1年以内に地域おこし協力隊員として活動地と同一の市町村内で起業する者の起業に要する経費については、地域おこし協力隊最終年次または任期終了翌年の起業する者1人当たり100万円上限に、起業する経費については1年度に限って補助することとして村でも取り扱いをしております。

なお、当地に残る全ての者に補助する補助金でもございません。起業という意味合いの補助でございます。また、補助する判断材料としましては、協力隊としての任期中の活動の状況、あるいは起業に対する実効性を持つ計画というところを判断材料として扱っていききたいかなというふうに考えております。

今年度3名の協力隊が3年の任期が終わり退任となります。この3名は村に残りたいとして現在活動をしております。うち1名が明確に就農して起業したいとの相談を受けてございます。農政サイドにも新規就農制度を活用し、当地において農業をやっていききたいとして相談をして進めてございますので、補助金を交付することのできる判断材料の一つかなというふうにも考えてございます。

28年度予算では退任協力隊への支援として1名分100万円の予算計上をしております。対象経費につきましては設備費、備品費、土地・建物の賃借費、法人登記に要する経費、知的財産登録に要する経費、マーケティングに要する経費、技術指導受け入れに要する経費としております。予算科目につきましては多岐に及ぶことから、また、申請人からの内容が出されるまでわからないこともありまして、補助金に予算化をしております。

また、村の基幹産業である農業後継者となる農業研修生として参加している協力隊には、退任後、当地において定住することとなれば、現在NPOが作付をしております農地で、引き続き耕作できるようにしていきたいかなということも考えてございます。農地に関すること、機械の貸し出しに関すること、栽培に関すること等、支援していきたいというふうに考えております。NPOが使う農地は、荒廃農地または荒廃となることと判断される農地としておりますので、遊休荒廃地農地対策の一つとも、効果を期待しているところでございます。

なお、伝統工芸に携わる者については、伝統工芸で起業といっても簡単に起業できるものでもございません。まして、当地の活動につきましては、師がついて指導を受けているわけでもございませんので、長くても3年で食べていけるまでの技能、技術などを身につけるといことは、非常に厳しいところでございます。近年紙すきの原料も栽培者が減り、海外からの輸入となっていることも聞いております。そのため、国内産を探すのが難しくなり、国内産の原料の値が上がっている状況でもあります。協力隊の中には原料の栽培、出荷とあわせて、村民を巻き込みながら取り組んでいる者もいます。

それと、もう1点でございます。

総務省ふるさと納税を通じて起業したい協力隊への支援する計画はとのご質問でございます。ふるさと納税を活用した地域おこし協力隊の起業を支援するための、いわゆるご質問のクラウドファンディング、当該ポータルサイトを利用しての寄附を広く一般から集めるというものです。既に、始めている自治体もあるということはお聞きしております。当村が利用しているウェブサイトにつきましても、これから始めるという状況となっておりますので、始めようと思えば、私ども当村におきましても、始めることは可能という状況になっております。

村としましては、協力隊の計画、村として許可を出し、寄附を受け、その寄附を受けることとなりますので、寄附者に対しまして税控除の手续等をまたしていく必要となってまいります。村が寄附を受けるといことにつきましては、寄附を受ける事業が、協力隊の計画するものでございますが、事業が公益性や地域住民の理解が得られるか、または行政機能の補完につながる事業でなければならないということとなってまいります。単に協力隊が起業というもので寄附を求められるものではないのが、このクラウドファンディングという制度でございます。それなりの計画が上がってきた場合におきましては、村としても協力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それでは、順番に再質問させていただきます。

今の村づくり推進課長のお話にあった隊員の退任後のことですが、村で発行しましたこの自立計画の計画書、これに任期満了の隊員の後の定住に支援をしていくということが記載されているわけですので、村としても何らかの方法で隊員の定住を、安心してできるような定住策、そういう環境をつくるのが大事だと思いますが、何ていうか、せっかく若い隊員が入ってきて、定住率、意外と落ちている、若者定住住宅の方は民間の方ですのでそれは別としても、せっかく入ってきた方々が割と定住しなくて、麻績から出て行ってしまうということに、何か歯どめをかけなければいけない、そう思ってこの問題に取り組んだわけですが、何とんでも、先ほども文書の中で言いましたが働く場所がない、これが一番の原因ではないかと思います。特に世帯を持った場合には、少なくとも安心して生活できるだけの毎月の収入がなければ、幾ら麻績が自然が豊かでいいところだといってみても、住めないというのが現状だと思います。

先ほどのお話ですと、1回のみ、1年間100万円の費用は見るということですが、少なくとも定住をされるということを望んでいる方には、5年くらい何か支援してやれるような制度なり、国・県の制度なり、それがないとすれば村で職業のあっせんをするなり、もう少し5年くらいの間見てやれるような制度をつくるなりしてやらないと、いずれにしても生活できないというのが現状だと思います。

それと2点目の、先ほどのクラウドファンディングの件ですが、これも今、ふるさと納税がある程度返礼品目当てというようなことが表に出てきていまして、国のほうでも返礼品を余り、何ていうか、豪華というか返礼品で競争しているような部分もありまして、先ほどのクラウドファンディングの件につきましては、協力隊員の1名の方が、これこれこういう理由で、このことを起業したいんだということを画面に載せた場合に、それに賛同される方が、この麻績村の何々さんのやっていることなら、少し寄附してやろうじゃないかということできたと私は解釈しているわけですが、その辺の解釈が間違っていたら、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 小山議員さんのおっしゃるとおりの内容でございます。

決して間違っているものではございません。

ただ、返礼品に関することですが、このクラウドファンディングの中においても、自治体

によっては返礼品を出しているところもございます。ですので、非常に返礼品がありきの、今、寄附かなというふうを考えて見ているところでございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） この4月11日に運用開始ということですが、これ全国的にはどのくらい自治体が申し込んでいるか、わかりましたらお答え願いたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） まだその数字的なものについては、私まだ把握できておらないのですが、私どもやっておりますウェブサイトにつきましても、9月から始めると。そういうことで、情報が入ってきております。ですので、始めようと思えば私どもも始めることはできるんですが、その内容、個人の計画というものが、どの程度そういったものを考えているかということも、自治体として、また今後寄附をされた方に常に状況等を報告していく義務もございまして、協力隊もその辺のところを把握して、この寄附を求めることとなりますので、それなりの気持ちと実力、技能を持った協力隊でなければ非常に難しいのかなというふうにも考えています。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 現在いる協力隊の皆さんには、この4月11日から運用された制度については、ある程度お話しはしていただいておりますか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） いえ、特段私どもからそういった情動的なものは出してございません。ホームページ等に出ているものでございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） せっかく朝、朝礼なりなんなり行われていると思いますので、こういう制度ができたので皆さんこれに該当するようなことを考えて、それを発案して、この地域に何とか住んでもらうようなことも考えてほしいというようなことは、行政としてもある程度説明していく責任といいますか、支援するんだったらそのくらいなことは当然やっていく必要があると思いますので、その辺のことを、麻績は9月からということですが、それまでには、隊員の皆さんにある程度状況を報告していくようなことは、考えていただきたいと思っています。

それでは、2番目の質問ですが、この限界集落、先ほど村長の答弁にもありましたが、全

での地区がというような表現をされていましたが、何ていいますか、私のいうのはコンパクトなビレッジ、小さい村でもまとまりのあるというような、先ほどの村長の答弁にもあったように、土地もあり、個人の問題もあり、いろいろあると思いますが、生活する圏域をある程度コンパクトにまとめて、そういう中で住民サービスへの向上、また行政負担の軽減ということを考えてご提案したわけですが、これは今日、明日にどうということではないので、ある程度計画が必要だと思しますので、計画くらいは立てていくことが大事ではないかと思いますが、その辺をご確認、できる範囲で説明いただきたい。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 実は大変難しい問題であるわけですが、行政としては地区の数が少なくなることによって行政としての効率上がる、いろんな面で上がってくるということは、これは言えることだと思います。

ただ、それぞれ地域に住む方にとってどうなのかということ考えた場合に、例えば集落が一緒になったとしてもやることは同じではないかということが、当然出てくると思うんです。村からは一方的にそれぞれの区へお願いをしたと。今まで23区が、今度は半分ぐらいになれば、村としては楽になる。でも、末端へ行けばまた同じような形で、それぞれの地域にこうやっていかなければいけないということが、当然起きてくるのではないかと懸念しているわけです。

ですから、できれば地域でそういったことも解決しながら、我々はこういった地域で一緒にやっていきたいので、区の再編もこうした形にしたいということであれば、それに際して支障のあるようなことについては村が支援して、それを応援していくということを申し上げているわけです。

そうした中で、それを待っているだけなのかということですが、もう既にスポーツ大会でありますとか、近々ございます村民体育祭等につきましては、ブロックを組んでやるとか、それから消防団等につきましては再編を何回も繰り返しながら、大変効率的といえますか、力も発揮できるような体制になってきているわけですので、できればその内容によって、一緒にできるようなことは一緒にできないのかなと、こう考えているわけです。

具体的に申し上げますと、先ほどの地域防災というようなことについても、本当はまとまっていた方がいい方がやりやすいかということもあるわけですが、逆に地域が広くなり過ぎて、今度は避難が大変だとか、そういったことも出てくるのではないかなと。それからさらに下部のことを考えると、それだけ余分な役員をさらにつくらなくてはならないとい

うことも出てくるのかなど。こういうこともありまして、難しい点もある。そういった中で、村としてはできるところを支援させていただくという考え方でこれからも進んでいきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） この自立促進計画書の中に、ある程度の集落の、公民館という意味だと思いますが、そのようなものがもう老朽化して、機能していないのではないかというような表現で書かれている部分がありますが、これは地区的には幾つくらいあるわけですか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 大変大ざっぱな書き方をして表現をしているわけですが、具体的な名前を挙げますと支障がございますので挙げませんが、それぞれ地域によっては昔のいわゆるお堂というような場所が残っていたり、それをときには公民館のようなことに使ったりというようなこともあるわけですが、さて、将来にわたって地域の皆さんがそれを維持管理できるかということになっていくと、地域としてそういったものもまとめてほしいなという、そういう思いがあるということで、そういった表現をさせていただいたということです。

そして、そういった施設は幾つあるかということは、それぞれの地域にわたって幾つかあるかと思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 先ほど村長の答弁では、住んでいる住民の方々が必要性を感じたら、手を挙げて相談をしてほしいということだということで理解します。

それでは、3番目の聖湖畔、ホテル聖の件について質問させていただきます。

老朽危険建物の撤去、これも計画に上がっているわけですが、この聖高原ホテル解体の計画は平成25年9月にお聞きしたときには、とりあえずこちらは、すぐは手をつけられないということでしたが、この聖湖畔の整備も含めて、返された別荘の老朽化している危険建物とか、その辺のところの数多くあるということですが、そこら辺の数字なり、今後の計画なりがありましたら、説明いただきたい。

○議長（尾岸健史君） 副村長。

○副村長（塚原勝幸君） ご質問にお答えをしたいと思います。

別荘につきましては、地上権が設定されておりまして、地上権返還のときには、その上に

建っている建物等については取り壊しを行い、更地にして返還というようなことが基本条件となっているわけですが、中には以前、今後使っていられるのではないかと、再販売できるのではないかとというような建物につきましてはお引き受けをしたり、また会社等倒産、また自己破産したというような分につきましてはどうにもならなくなって、村のほうで引き受けたというような部分もございます。現在まで、平成9年ころからこの平成27年度まで、約13棟の別荘の取り壊しを実施をまいっております。

そして、今現在村が所有となっております別荘の数でございますけれども、今11棟が村持ちというような形になってございます。そのうち、1棟につきましては、今貸別荘というような形の中で活用しているというようなことでございますし、現に今もその別荘を利用しているお客様もおられるというようなことでございます。また、1棟につきましては、今倉庫というようなことで、村のいろんなそういう物を入れる倉庫として活用させていただいてございますし、また2棟につきましては再販売できるんじゃないかというような別荘でございますので、11棟中今取り壊しを考えているのは、6棟については今後取り壊しをしていこうというような形で考えてございます。

現在につきましては、その財源というようなことで、過疎債の過疎事業のソフトの部分で、今毎年1棟か2棟ぐらいずつ壊していきまして、今13棟というような形になったわけですが、今後もこの老朽化した活用のできない別荘につきましては、計画的に処分をしていきたいと考えているところでございます。

そして、今後のそういう地上権返還等につきましては、あくまでも基本は更地にして返していただくというようなことでございますし、また再利用が可能な、販売可能な別荘等につきましては、管理センター等に相談をいただき、不動産業者を介しまして、また販売を進めていっていただくような方向に話をしていきたいというふうな考え方でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 先ほどの話に戻りますが、聖高原ホテルについては、これは当面解体の計画はないということでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 副村長。

○副村長（塚原勝幸君） 高原ホテルにつきましては、どうしても規模が大きいというような部分がございますし、また議員さんが先ほど言われたとおり、1棟壊す金額も大変かかると

というようなことで、そういった財源を活用していくということになりますと、実質的には跡地の利用等も総体的に考えながら実施をしていかななくてはならないというようなこともございますし、今、高原ホテルにつきましては、若干倉庫として博物館のいろいろなそういう物を入れさせていただいてあるという、活用しているという一面もございますけれども、いずれにしましても、老朽化が激しいというような形でございますし、昭和40年代の建物というようなこともございますので、今後、あそこ全体的な計画を考える中で、今後は取り壊しというような部分も進めていければと考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） この聖高原ホテルについては、前回は質問するときに中をちょっと見させていただいたわけですが、博物館のリニューアルオープンの際に不要展示物の置き場になっているという印象を受けました。そこらも踏まえて、なるべく早い段階で計画を上げるなりしていただきたいと思ひます。

それと、最後になりますが、先ほどのホテルの件の要旨2でお聞きしました、ホテル聖の解体に伴う概算見積もりはあるのか、また財源はどうするのかという2つについて、お答えをいただきたいと思ひます。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 以前、見積もりをしてみなければいけないなというような話はあったわけですが、今もう当時とは大分時代も過ぎておりますし、今のところ解体についての費用、それからさらに跡をどうするかということは、まだ白紙でございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） では、いずれにしろその土地の返還といひますか、部屋の返還が済んでから、それからの話ということで受けとめます。

それでは総括しまして、協力隊員ですが、協力隊員の任期後の定住の件ですが、協力隊員はポリシーもしっかりしていますし、退任後は村おこし協力隊というようなことにシフトして、定住して行ってほしい。その環境づくりが必要だと思ひますので、そこら辺もぜひ前向きに検討をされたいと思ひます。

また、ホテル聖につきましては、村民また観光客からも、聖高原、きれいになったよねと言われるような整備が早急に必要であると感じますので、前向きに対応していただくよう提

言しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（尾岸健史君） 1番、小山福績議員の一般質問が終了しました。

時間、ちょっと早いわけでございますけれども、ここで昼食時間のため休憩をとります。
再開は午後1時からといたします。

ただいまから昼食時間のため休憩に入ります。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

○議長（尾岸健史君） それでは、休憩を閉じ、質問を再開いたします。

◇ 塚 原 利 彦 君

○議長（尾岸健史君） 3番、塚原利彦議員の一般質問を許可します。

3番、塚原議員。

〔3番 塚原利彦君 登壇〕

○3番（塚原利彦君） 3番、塚原利彦です。

さきに通告いたしました内容について伺います。

最初に、来年度からの新総合事業について。

次に、公共施設等総合管理計画についてです。

質問は、自席にて一問一答にて行いたいと思いますので、お願いします。

それではお願いします。

まず最初の質問ですけれども、来年度からスタートする新たな総合事業についてです。
2014年の医療介護総合確保推進法により、介護保険の制度内容が大きく変更となりました。
特に介護予防に関しては、要支援者への訪問介護と通所介護の予防給付を介護保険対象から
外し、市町村などの自治体の管轄事業となりました。

そこでまず伺いたいのは、地域支援事業としての仕組みや構成、全体像、これが来年から
どんなふうになるのか伺いたいのですが、内容が非常に複雑でボリュームが多いというふ

うに思いますので、特徴的なところを中心にお話をいただければと思います。お願いします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは私のほうから、今ご質問のありました新しい地域支援事業の構成、全体像と、これまでと特徴的に変わるところはということについて、かいつまんでお話をさせてもらいたいと思います。

従来の地域支援事業につきましては、3つの事業がございました。1つは、介護予防給付事業、これにつきましては、いわゆる一次予防事業と二次予防事業、元気アップ教室のようなものでございますが、がございました。それと2つ目には、包括的支援事業、これは地域包括支援センターの運営でございます。3つ目は、任意事業、現在は配食、家族介護支援、生きがい健康づくり等いわゆる社会福祉協議会のほうへの委託事業が中心でございます。

これがどのように変わるかと申しますと、介護予防事業につきましては、いわゆる先ほど議員さんのほうからもお話がありましたように、要支援の方々につきまして、介護予防給付事業のほうから一部移行がございます。いわゆる訪問介護と、それから通所介護の部分です。それを含めまして、新たに介護予防生活支援サービス事業として、新しい介護予防、日常生活支援総合事業の中の一環として行われます。

どのようなサービスが予定されているかといいますと、4つの事業からなっております。訪問型サービス、いわゆる掃除とか洗濯等の日常生活上の支援を提供するもの。あと、通所型サービス、機能訓練や集いの場など、日常生活上の支援を提供するもの。あと、生活支援サービス、栄養改善を目的とした配食や、ひとり暮らしの高齢者等への見守りを提供するもの。それと、これらを統括いたしまして介護予防ケアマネジメント。従来介護予防給付の中で行っていた場合には、その中の介護保険のサービスの中で、介護予防の関係のケアマネジメントを行っていましたが、今回それが地域支援事業に移ってきたということで、この中で介護予防ケアマネジメントも必要に応じて行うようになってまいります。

それともう一つは、一般介護予防事業です。これは、対象者は第一号被保険者及びその支援のための活動にかかわる者ということでございますが、従来の元気アップ教室のようなものが予定されているというふうに認識しております。

包括的支援事業は、今度新たに従来の包括支援センターの運営に加えまして、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備が新たに加わりました。

それと最後に任意事業ですが、先ほども申し上げましたように、ここが従来社協に、非常

にいろいろな、さまざまなサービスを委託していたところでございますが、そのうちの配食等につきましては、新しい介護予防、日常生活支援総合事業に移行するものがございます。ですので、ここはもう一度任意事業は他の事業が行われてから検討をして、どのようなものが村としての任意事業にふさわしいかということ、再度構築していく必要があるかと思っています。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 私のほうでも、国のほうからといいますか、厚生労働省から出た文書、その他表などを、それから3月の予算のときに、住民課の説明等の資料等もいただいて見ているんですが、内容が非常に複雑で、一般の方になかなかわかりにくいという部分があります。

それで、今のご説明、概略大体3つに分かれているということであれなんですけど、今度新しくといいますか、なっていく新しい介護予防日常生活支援事業、これを見ますと大きく2つに、今答弁ありましたけれども、介護予防生活支援サービス事業と、一般介護予防事業というふうになっているということで、その介護予防生活支援サービス事業、これは地域包括ケアを構築する中で、一番重要な部分にも当たるのかなというふうに思います。

この介護予防生活支援サービスには、4つの分類になっているんですけども、これは見ますと、訪問型サービスと通所型サービス、それからその他の生活支援サービスと予防介護ケアマネジメントということなんですけれども、現行の訪問介護とか通所介護のほかに、これは任意のといいますか、多様なサービスということでA、B、C、Dというようなふうな分類があるんですけども、この辺についてはどんなようなことなのか、教えていただければと思います。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、具体的な、多様なサービスがどのように変わっていくかということをお願いしたいと思います。

今、議員のおっしゃられましたように、多様なサービスAからDというふうにさまざまあるわけですが、現在麻績村で予定しているサービスを中心に、お話をさせてもらいたいと思っています。

現在麻績村で予定しておりますものは、訪問型サービスのA、いわゆる緩和した基準によるサービスでございます。これは生活援助等で従来のいわゆる訪問介護に当たるわけですが、

サービス提供は専門職でなく雇用労働者、つまり雇われた方であれば専門の知識は持っていないなくてもよいという、いわゆる生活支援型のサービスでございます。これにつきましては、事業者を村が指定をして行うというような形をとろうというふうに考えております。

2つ目は、通所型サービスのA、これも緩和した基準によるサービスでございます。いわゆる今までのデイサービスに比べまして、ミニデイサービス、運動レクリエーション等にありますが、サービス提供はやはり専門職ではなく、いわゆる雇用労働者、資格を持っていない者でもよろしいよということになっております。これも事業者については村が指定を行います。

3つ目は、通所型サービスのC、これは短期集中型のサービスですが、生活機能を改善するために運動器の機能向上や栄養改善等を、プログラムを短期間に行います。これにつきましては、現在委託事業とする予定でおります。これにつきましては、今言ったようないわゆる資格のない者ができるものではございませんので、保健医療の専門家からなるところに委託する予定でおります。

なお、これにつきましては、全くうちのほうでも未経験の新しいサービスでありますし、また受けるほうにつきましても新しいサービスになるものと思われまので、できることであれば28年度後半から、若干モデル事業を実施していきたいというふうに考えております。

あと、今後につきましては、この今のそれぞれの事業でございますけれども、現在のところ従来の単位設定、いわゆる単価等につきましても、さまざまな国のほうの縛りがありましたが、村のほうでこれを実施ができるということで、単価等の、それからあと回数等につきましても、内部での検討をさせていただいているものでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今お話がありました、訪問ではAということですかね。通所ではAとCというようなことで、業者のほうに指定してということですが、これはあれですかね、A、B、C、Dとあるのを、この中から行政がみずから選択するといいますか、いう形になっているかということかと思うんですが、そのAとC、今言われたのに選定といいますか、された理由といいますか、それはどんなことなんでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 2点理由がございます。

1点は、すぐ必要なもの。特にサービスAにつきましては、いずれにしましても、すぐな

くては困るものという認識でございます。

それとあともう1つは、すぐ始められるもの。ご存じかと思いますが、このサービスBという住民主体によるようなサービスがございますが、現在のところその受け皿がございません。その住民主体のものについては、今後できる、できないを考えていく必要はあると思いますが、その受け皿をまずつくるところから始めて、そこから検討をしていくというようなことがございますので、すぐ今回の29年度の出発は無理であろうというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） それ以外の部分でもたくさんあるものですから、聞いていけばいっぱいあるかと思いますが、今日はそこまではちょっとできませんが。

では次に、質問要旨の2にいきたいと思いますけれども、実施に向けたスケジュールということですね、準備のスケジュールということで、現在の段階とか進捗状況、この辺についてはどんな状況かお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、27年4月からの分まであわせて、簡単にご説明を申し上げたいと思います。

27年4月から現行サービスと新サービスについての検討を始めてまいりましたけれども、昨年度につきましては現行事業対象者にアンケートを行ったり、それからあと事業所のヒアリングや説明会等を行ってまいりました。

平成28年3月に、介護保険運営協議会で改正内容の簡単な説明をさせていただいたところでございます。

あと、現在のところは、この5月から6月にかけて、事業者の指定基準、提供基準、サービス単価等、利用所負担協議につきまして、いま実施をして、もう決定の段階に至っているところでございます。これより最終的な決定を行って、実施要綱、それから指定要綱等につきまして、制定をさせていただくところでございます。

あと今後28年7月から事業所への説明会が始まり、具体的な事業所指定につきましては年内に行いたいというふうに思っています。ただ、先ほど申し上げましたように、サービスCにつきましては委託先事業者の決定があるわけですが、これについては先ほど申し上げましたように全く新しい事業を、村も、それから事業者のほうでも行うわけですから、一応できることならばモデル事業をして、ぎりぎり年度内に最終的な委託の対象を確定したい

というふうに考えております。

特に、麻績村が非常に大変というか、このスケジュールの中で大変なのは、他村との調整がございませぬ。いわゆるこのサービス業者の中には、当然筑北村が利用しているという業者さんもおられますので、筑北村と必ずこのスケジュールの、今のスケジュールにつきましては、あわせて一緒に協議をしているところでございませぬ。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） その準備ということの中で、昨年の、ちょうど1年前の6月の議会と、それから12月の定例の一般質問の中でもご答弁がありましたけれども、地域包括システムを推進するまで中心的な役割になるかと思われる協議体、これについて村ではまずそれを設置して、その後民間団体やボランティアなどの参画を進めていくというようなことだったかと思いましたが、この来年度に向けたスケジュールということで行くと、この協議体についての体制とか、午前中の答弁の中で、もう既に設置をされているというようなこともありましたが、来年に向けて動き出すまでと申しますか、計画というかそういったことがあるんでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） すみませぬ。先ほどの、いまのスケジュールにつきましては、現在の総合支援事業を中心にお答えしましたが、おっしゃられますとおり、協議体に関しましては、平成28年2月に設置を行っております。既に会合を行っておりますが、平成28年4月に生活支援コーディネーターの委嘱等を行っております。新たに設置をしております。今後、この6月に生活支援コーディネーターを交えた会合を開く予定でございまして、今後年間数回の会合を設けて、協議をしていく予定でございませぬ。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 設置をされた協議体では、今言われたように生活支援コーディネーターが配置をされて、それで参画する団体、組織などで地域ニーズの把握だとか支援活動や体制を検討して、実践していくというようなことだと思われませぬけれども、この検討とか協議、その協議する内容とかにかなり時間がかかる部分があると思われませぬというふうに、国の文書にそのようなことも記述があります。

それで、前の、昨年の一般質問のときのご答弁の中にあつたか、その協議体に参画される団体なり、そういう皆さんは実践部隊だというようなことなんだそうですが、実際に今地域

ニーズを把握したり、こういった支援体制ができるかとか、その協議体の中で協議をして決めていくということになると、その論議といいますか、議論やそういうことに時間がかかって、実践に移るといのは相当後になるといいますか、国の指示文書といいますか、それを見ても同時に進んでいくというふうにはなかなかいかないから、協議をして、できたものから順次やっていくというようなことで、協議体をまず設置して、その中で話し合っということが、まず先にやることだというようなことになっているんですけども、そういったことですぐに実践に移るといようなことにはなっていく、いく部分があるのか、だんだんというふうになっていくのか、そういったところはどうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 全くおっしゃられるとおりで、私どもの事務局の側でも、この部分が一番時間がかかることだというふうに認識しております。先ほども少し申し上げましたが、多様なサービスの中に住民主体による支援というようなものもございしますが、現在この部分について麻績村の中には非常にその今の資源が少なく、受け皿となる部分がないというのが実態でございます。

協議体のほうで、改めてこの中の、現在の村の中のニーズ、それからあと現在持っている資源、誰がどうかかわれるのかというようなことを協議しながら、これらの新しい多様なサービスについても検討していくことになろうとは思いますが、時間がかかる、そのために現在総合支援、新しい総合支援事業につきましては、できるところから始めていくというのは、そのような実態がございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今その協議体の関係で、できるところからといいますかね、ということなんですが、この部分については地域資源の開発というようなことが、国から出た文書等も見ていますけれども、これは主として設置をされた協議体の中で進められていくというようなことなんですけれども、これなかなかちょっと意味がわかりにくいといいますか、内容なんです。

資源を開発していくというその意味合いといいますか、一般の村民の方はちょっとわかりにくいと思うんですけども、開発をしていくということ、なぜ、どうしてそういったものを、開発というようなことがどうして必要なのかということか、その部分についてずっと私がちょっと認識が、何ていいますかね、その辺のところはわからないでいる部分があるので、地域資源を開発していくという意味と、それから、なぜその開発が必要なのかということに

ついてはどうなのでしょう。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 地域包括ケアシステムにつきましては、そもそもいまの住みなれた地域で、住民が最後までそこで自分らしく生きるということが目的でございます。そうやってまいりますと、どうしても地域の中での支え合いというものが必要になってまいります。従来、支え合いのシステムではもう機能はしなくなっております。

地域資源の開発といいますか、そのところに現在これだけのいろいろな方々がかかわっているものですから、その中から新たな制度を構築して、再構築をしていこうというのがその一つの考え方です。

今回の協議体に加わられた方々につきましては、いまのシルバー人材センターであるとか、社会福祉協議会、それからあと郵便局、JAといったさまざまな組織が加わっております。その中で、それぞれのところがどういうことをやっていくか、どういうやり方ができるのか、また地域としては何が必要なのか、それらを全体に統括していくのが、いわゆるコーディネーターの役割であるというふうに考えております。

ですので、地域資源の開発といいますか、実際に新たなサービスというか、今の高齢者が地域の中で最後まで暮らしていくために、いわゆる公的なサービス以外にもどのようなサービスが提供できるか、どのようなことが可能であるかといったようなことを新たにつくっていく、いわゆる地域づくり、福祉の関係の地域づくりをしていくようなイメージであるというふうに、私どものほうでは捉えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今ご答弁いただいたので大体わかりましたので、そういった意味かなとは思ってはいました。

では、次に質問要旨の3番なんですけれども、この新しい総合事業を実施するに当たって懸案となること、また課題となること、幾つかあるのではないかというふうに思いますが、ちょっとそんな点で、何点かまずお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、特に今回の新しい介護予防日常生活支援総合事業を開始するに当たっての懸案事項、課題等についてでございますが、1番は適正な事業量を適正なサービス料で提供することに尽きると思っております。これは、事業者側につきましても利用者側につきましても、いずれにしても最重要課題であるというふうに思っています。

特に村が実施するということになりますと、国のほうとか他の市町村でやっていることにつきまして、いわゆるいろいろな情報としては把握できますが、村が村として提供するためにはやはり村らしく、今のさまざまなサービスにつきましても適正で、必要なものが適正な価格でサービスできるということが、一番大事なことというふうに考えています。

それともう一つ、課題につきましてですが、先ほど議員のほうからも何回も言っていただきましたように、サービス提供の拡大による担い手の確保でございます。これについては、やはり大変大きなものであるというふうに考えております。

それとあと生活サービスの提供の、これは協議体の一番の役割といえば役割なわけですが、生活支援サービス提供のための基盤整備でございます。

この3点が、これに関しては一番の課題であるというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） そうしますと、私ここで視点を転じてといたしますか、正直、一般の村民の皆さんなり、利用される皆さんの目線で考えられる課題といたしますか、疑問点というようなことで、初歩的な部分もあるかもしれませんが、ちょっと教えていただきたい部分が幾つかありますのでお願いします。

新たな総合事業のほうで今度行われるもろもろのサービスの単価、これは保険のときとほぼ同じようになるのか、変わるのか。自治体によっては違うということはいろいろ書いてありますので、そういうものなのかなということはおわかりですが、筑北村さんなんかとはいろんな点で、これは違うというふうにはならないというふうに思いますけれども、例えばもっと広域な部分でいけば、松本市と麻績とどう違うのかとか、安曇野市、大町市と違うのかというようなことが出てくるかと思えますけれども、それはどうしても各サービスの単価という部分については、どうなんでしょうか。今の大体保険の基準的なものになるのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） サービス単価につきましては、基本的ないわゆる基準額というものはございます。ただ、一番大きく変わる場所といたしますか、市町村によって、裁量で大きく変わる場所はどこかといいますと、麻績村の場合はいわゆる月単位に今まで設定されていたものを、一応回数制に変更する予定でいます。

例えば、月単位ですと月に1回しか行かなくてもその月のものは取られます。逆に言うと、複数回行っても額が同じということについては、サービスが決して、それぞれが納得してサービスを受けてくださいと言うには少し課題があるかということがありまして、一応回数制

にするということが村の特徴としては行っています。

それと、あともう一つは、基本単価を決めて、そこに加算制度を設けていくという予定でございます。加算制度を設けるというのは、例えばこのサービスを行ったらこれをつけるよ、例えば口腔指導とか、それからあと栄養指導を行えばこうだよ。

これは2つ意味がございます。

1つは、受ける方にとってみても、さまざまなサービスが加算されてくれば高くなるというのは納得のいくことだと思いますが、総合的に月額これだけだよと言われると、やはり私はあの人よりもサービスが少ないのに、なぜ単価は同じなんだろうという疑問を抱くというふうにも考えております。

それからもう一つは、事業者のほうに対してのメリットがあるというのは、事業者にとっても努力をすれば、努力をしてサービスの範囲を広げていけば、それなりの事業費が入ってくるということになりますので、サービス費が入ってくるということになりますので、そういうことを目的に一応単価設定を、今、最終調整をしております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今加算の制度を設けるというようなことなんですが、これはやはり隣の筑北村さんとも同じような形にしていくということなんでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） おっしゃるとおりです。

今回、筑北地域につきましては、一緒に行う事業者さん、つまり共通の事業者さんが多いというようなことから、最初から一緒に検討をさせていただいております。ですので、方向性は筑北村、麻績村、全く一緒でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） それから、今の単価の関係に関連するのか……、単価ではないか。利用限度額が保険の場合ありまして、それがオーバーすると自己負担になるんですけども、そういったものも保険のときと同じように、本人の負担というようなことも出てくるんでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 現在のところは、一応事業限度額については、設ける予定ではございますが、実態を見ましてその何ていうんですか、現在の支援の方々の中で、通常使うに困らないような範囲で設けたいというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） すみません、幾つもちよっと初歩的なようなことをお聞きしますが、介護認定をされて要支援の人と、非該当の方とあるんですが、受けられるサービスとか利用者の負担というのは、そういう要支援の方も非該当の方も同じサービスを受けるようになるのか、また負担とかそういったものは違って来るんでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 要支援の方と、今の一般の方と、そもそものやはり受けるべき事業が違いますので、同じようにはならないというふうに考えております。

一般の方々について、それぞれの今の事業の、それぞれの何ていうんですかね、単価的なものにつきまして、いわゆる個人負担の設定が今後されてはいくわけですが、個人負担の設定と、今のサービスのものにつきましては、従来のその今の要支援の方々のサービスにつきましては、先ほど事業者の指定をするというふうに申し上げましたが、事業者指定をして、その事業者のほうから今の国保団体連合会のほうを通じて行っていくというようなことがあります、従来の予防給付事業とそんなに変わらないイメージで行うという予定をしております。

ですので、そういうふうに考えますと、今の一般の方とはそもそもサービスの内容が異なっておりますので、同じようにはならないというふうに考えています。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） はい、わかりました。

そうしましたらあと2つほど、ちょっと疑問点といいますか懸案となっているようなことなんですが、ボランティアの人材の育成といいますか、今度ボランティアの皆さんもこの事業に参入していくということがあるんですが、よく言われる例えばヘルパーとかそういった仕事等でも専門の目がなくても問題ないのか、そういった仕事にはつかないようになるのか、ちょっとその辺を、どんなようなのか教えていただきたいんですが。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 現在国が想定しているのは、いわゆる生活支援のサービスでございますので、そういうものが必ずしも必要ではないという考え方であろうというふうには思っています。ただ、それがなくてよいかどうかというのは、また別の問題だというふうに思っています。

村のほうで、今、事務局レベルのほうで考えていることとしましては、かかわっていただ

く以上は、一定の講習等は修了していただく必要があるであろうというふうに考えています。いわゆるヘルパー研修のような大規模なものでなくても、簡単な研修等は必要ではないかというふうに考えて、そのようなふうにもっていく予定ではおります。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） そうですね、有償のボランティアの方ということがあるかと思うんですけども、いろいろ考えていくと、何ていいますかね、支援の部分ということとはいつでも責任といいますか、そういうような問題が発生するようなことがなきにしもあらずというようなことがあるかと思えます。

これはこの部分だけに限らず、いろんな部分であると思うんですが、責任とかそういった部分がもし出てくれば、ちょっとどうなのかな、心配だなというようなところはありますけれども、そこら辺を万全に、万全といいますか十分な協議をした中で、そういったことのないようにされていくということで、計画されているということでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 今のその住民ボランティアの部分というのは、一番最初に申し上げましたように遅れている部分ですので、まだ具体的な計画としてはございません。今回行われる総合支援事業には、ボランティアのかかわる部分というのはございません。いわゆる雇用者でございますから、ボランティアとは少し認識が違うものだというふうに、私たちのほうでも思っております。

ただ、今後ボランティア等がかかわってくるようになった場合には、当然今議員のおっしゃられたようなことは大変大切なことだというふうに思っておりますので、そのようなことに配慮しながら推進してまいりたいというふうに思っております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） あともう1点だけちょっと、先ほど答弁ありましたけれども、やはり住民の方の中には心配といいますか声があるのは、国はやはり施設から在宅へという動きですので、実際にこれを行っていかれる施設業者さん、指定をしてやっていかれるということで、その受け入れ態勢とか、なかなかちょっと厳しいとか、不安があるとか、そういうようなことでは、その受け入れ態勢的なことはどんなふうに見ておられますか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） さまざまな事業者さんのほうでも考え方があろうかと思いますが、この地域の場合は先ほども申し上げましたように昨年度からヒアリング、それから事業

説明を繰り返してまいりましたけれども、意外なほどという言い方は失礼なのかもしれませんが、事業者の皆さん方が積極的でした。やはりこれが将来のさまざまなものにつながる。現在地域で生活していくのにつながるという意味で、それぞれの事業者さんが大変積極的に、前向きに行っていただいているというふうに思っております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） わかりました。

では最後の部分といいますか、この総合事業の関係ですけれども、村民の皆さんへの周知というようなことについてなんです、昨年的一般質問のときの答弁でも、ある程度内容や骨子が固まったところで、村民に周知をしていくということになるだろうというようなご答弁がありましたけれども、来年に向けて、どんなような形で行っていかれるのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 新しい介護予防日常生活支援総合事業につきましては、最終的な委託まで含めると多分年度末ぎりぎりまでかかるというのが、こちらのほうのスケジュールでございます。

それで一番困るのが、事業対象となる方々であろうというふうに思っています。現在要支援で、制度改正の対象となる方につきましては、ケアマネジャーを通じて個別に説明を行います。全体としての広報については、これについてはちょっとその広報の仕方を考えているところでございます。

といいますのは、いわゆる介護保険でのこの部分については、必要な方は必要なわけですけれども、必要でない方は必要でないという、大変微妙なものがありまして、全ての人がそれに対して無用な不安を受けるというのもどうなのかというのがありますので、何ていうんですかね、今の新規該当者になられるような方につきましては、ケアマネジメント自体簡易なものとなりますが、実際その事業としては残っておりますので、ケアマネジャーから新たな対象となる方については、別途個々に話をさせていただこうというふうに思っております。

ただ、一般の高齢者を対象とする事業が当然ありますので、それにつきましては何らかの方法で、広報はこういうふうになりましたということは、行っていく予定でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今おっしゃられたように、個別にそういう該当の方については、包括センターとかケアマネさんのほうへ相談をされて、具体的に確認していかれるということは

あるかと思えます。ただお金に関することとか、それから変更となるサービスの内容というようなことは、そうはいっても直接かかわる部分、本人でということではなくて、必要な部分については、しっかり周知をしていただくというようなことが必要ではないかなというふうに思いますので、そのあたりはしっかり対応していただきたいというふうに思います。

ここまで介護保険の制度改正に伴っての新事業について伺いましたけれども、内容も大変煩雑でわかりにくいものなんですけれども、民間団体やボランティアまで含めた事業ということで、地域全体で支える事業だということなんです、なかなか課題も多いと。やっつい中で、またいろんなことも出てくるかなという気もします。いずれにしても、しっかりした地域包括ケアシステムの構築と定着に向けて、努力をいただくようお願いをしたいと思います、

では次の質問にまいりますけれども、公共事業等の総合管理計画についてということでお伺いをします。

その前に、実は提出した質問通告の文字が間違っておりました。まことに申しわけありませんでした。訂正をお願いします。質問要旨3で、私、P P I、F P Iというふうに書いてありますが、これは「P P I」ではなくて「P P P」、それから「F P I」ではなく「P F I」でした。申しわけありません。

それでは、質問に移ります。

平成25年6月14日の経済財政運営等改革の基本方針、脱デフレ経済再生及び日本再興戦略の閣議決定を起点として、総務省は全国の自治体へ公共施設等総合管理計画の策定を要請しています。これに基づいて、全国の自治体でこの策定作業が進められています。

そこで伺いますけれども、策定する内容や項目というものは、どういうものなのか。そしてこの計画書を策定した次に行うことは何なのか。つまり、計画書に基づき、どんなふうに進んでいくのかというようなことについてお聞きをしたいと思います。

お願いします。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから公共施設総合管理計画の策定すべき計画内容や、今後の進み方ということで、ご説明をさせていただきたいと思います。

公共施設等総合管理計画につきましては、今後人口減少が見込まれて、公共施設の利用状況が変化していくと。また、公共施設の老朽化が全国的に進んでまいりまして、更新が見込まれるというようなことから、国のほうでは計画の策定を要請しているところでございます

が、今現在計画に記載すべき事項ということで、国から示されているものにつきましては、保有施設の現状ですとか、基本的な方針、この中には計画期間、取り組み体制、あと、計画策定に向けての方策、現状・課題に関する基本認識、適正管理に関する考え方というようなものを盛り込みなさいということで、現在示されておるところでございます。

今後の進み方につきましては、今現在、公共施設の状況把握を進めておる段階でございますので、できれば28年度中には策定したいというような目標で動いておるところでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 国から出された指針というのが、平成26年4月22日付のがありまして、私もこれちょっと見たりしていますが、この指針を見ますと個別計画みたいなのも策定するようなことなのかと思うんですけども、それは何か本計画を策定して、その後に何か個別な計画ということをするようになるんですか、それとも特にそういった形ではないんでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 公共施設総合管理計画等につきましては、主に建物等が中心になってきますので、その中で個別計画をうたうかどうかというものについては、また自治体に任されているわけでございますが、個別計画につきましては、他の法律で定められておる道路ですとか橋梁、そのようなものも個別計画で定めなさいというふうになっておりますので、今回の公共施設等総合管理計画の中には、直接はかかわってこないということで、よろしくをお願いします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） それから、今ちょっとお答えをいただきましたが、個別の計画というようなことについてのではなくて、基本の方針というようなことなんだそうですが、この指針について読んでいきますと、計画の策定段階において、議会や住民への十分な情報提供を行いつつ、策定することが望ましいというふうに指針にあるわけですけども、ちょっとこの辺については余り知らないでいるといいますかね、部分があるんですが、この作成した計画を後で事後説明といいますか、住民や議会に説明するという、そういったことでもいいということなんでしょうか。

これは、ほかのところの自治体はどういうふうになっているか、ちょっと調べていないんで

すが、それについてはどんなふうにお考えですか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 指針の中で、議会、また住民の皆さんと情報共有しながらというように書かれておりますが、今現在麻績村のほうでは施設の現況を調査している段階でございますので、その調査がある程度まとまった段階で、またいろんな方法で協議をさせていただければというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） この計画は人口減少などに伴って、最初につくった計画がずっといくということではなくて、またその時々見直しやそういったことも必要になる部分があると思いますけれども、今調査をされているということですので、ぜひ策定ということに関しては、議会や住民への十分な説明をとというようなことが、情報提供ということがありますので、この辺については、ちゃんと時期を逸しないようお願いをしていきたいというふうに思います。

それから、質問要旨の2ですけれども、この平成26年4月22日の策定指針の文書を読みますと、それからまたこれに伴う財政措置がされておりますけれども、全体として国が自治体に求めている方向というのは、公共施設の施設管理の見直しと施設の縮減という方向であるというふうに伺いますけれども、村としてはこの国のほうの方針と伺いますか、どんなふうに認識しておられるか、また村の方針や方向性についてはどのように考えておられますか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） この計画自体でございますが、人口減少によって公共施設の使用形態も変わってきますし、今後更新時期を迎えて、それをどうするかというような目的の中でうたわれているものでございます。

麻績村にしましても、既に施設の統廃合ということで、例えば上井堀の集落排水事業の統合ですとかというようなものが進んでおる状況でございますが、今現状を調査する中で、また住民等の意見を聞きながら、統廃合するべきものはしていく、縮減するものはしていくというような形で考えてまいりたいと思っておりますが、まだ現状が全部把握できておりませんので、把握できた段階で検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） そうしますと、今具外的に計画に基づいて、実態がわかってきたら、

またその段階で、先ほど申しましたように住民や議会への説明ということですが、それについては、これに関連するといえますか、ということですが、どういうふうに認識をしておられますかと聞きましたけれども、人口減少等で使わないものが出てくる、それから、これから更新だとかいろんなことでお金がかかってくる、国は補助金をなかなか出しにくくなっていくということであれなんです、どうしても必要なものか、その辺の判断については、今言いましたように、やはり住民を交えた中で検討してもらって、方向性を出してもらうということは、そのことだけはしっかりとお願いをしていきたいというふうに思います。

それから、質問要旨の3にいきますけれども、今の指針の中で、計画や検討に当たっては、市町村域を超えた広域的な公共施設の利用とかそういったものの検討、それから更新時の方針としては集約とか統廃合とともに、民間の事業といえますか、ノウハウを利用するというようなことのPPPとかPFI方式の導入というようなことが、国としては積極的に進めたいというような方向なんでしょうけれども、都市部と違ってやはり麻績はそういうものが全て、そういうものに該当になるような事業や、そういうものがあるかどうかというのは少ないとは思いますが、この広域連携とか、それから隣の筑北村との協同とか、それから今言ったPPP、PFIやなんかについてどんなふうな、方針とかありますか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 施設の利用運営の広域連携と協同というような部分でございますが、今現在も筑北村さんと協同・連携で、いろんな事業を、施設を使って共同利用してやっておるといようなこともございますので、それも継続して実施をしていきたいということ。

また、民間企業の活力を活用したPPPですとか、PFIの関係でございます。国では今回このような計画を作成し、公表していく中で、民間企業からの提案もあるのではないかと、いようなものを指針の中では想定しておりますけれども、PFIにつきましては大規模都市でないとなかなか難しい面はあるのかなというふうなことで、認識はしておるところでございますけれども、PPPにつきましては、現在も指定管理制度ですとか業務委託など、効率的な施設運営について活用しておるところでございますので、そのような事業も引き続き検討を進めていきたいということで考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 私も十分その辺の理解といえますか、余りしていないものであれです

が、例えば今後観光の面でいけば聖高原の施設についての、例えばリフトとかいろんなものがありますけれども、ああいったものまで含めても、村独自といいますか、今リゾートがやっているわけですが、そういった部分への一般のほかのところの業者のノウハウを持ち込むというか、そういったことについての方向性や、そういうものはないということですかね。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） すみません、リフトの運営とかそういう面ではなくてですか。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） PPP、PFIの導入というのが、通常は例えば都市部なんかへ行けば文化センターとか、そういったものをつくったりするときには民間の建物を提携してそこを利用するとか、そんなようなことが書いてありましたけれども、ああいう観光の施設とかそういうことは、余りこれには該当しないということですかね。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） PFIにつきましては、行政がある程度企画したものを民間業者を募って、いろんな設計管理、設計から施工までやって、収益を上げていくというものでございます。PPPにつきましては、企画段階から民間の活力を活用する中でやっていくというようなものでございます。ですから、PPPの中には指定管理者制度ですとか、民間の委託等も入ってきますので、その中も、今現在も指定管理事業でやっている部分もございまして、その部分については継続してというような形になってこようかと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） すみません、ちょっと正式な理解といいますか、その辺がしていなくて大変申しわけなかったんですが、いずれにしても、国のほうではいろいろ今後財政的に今までのような公共事業、老朽化等に伴って補助金を出していくということがなかなかできないというようなことの中で、こういった方針も統一して全自治体に出されているわけですが、やはり村は村として、ほとんどみんな必要な施設ばかりだと思いますけれども、いずれにしても住民への情報提供等を行って、そういったものの今後どうしていくかというようなことにつきましては、そういった事例がまだ発生はしていないのではないかという気もしますけれども、いずれにしても安易に行政だけの方針で進めるということのなく、住民への情報提供やそういったことをしっかり行って、やっていっていただきたいということで、

先ほどご答弁もありましたけれども、これは来年の3月の末までに一応計画というか、そういったものを策定するようになっているのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 現在、この計画につきましてはいつまでというようなものはございませんけれども、この計画を策定するために経費の支援がございます。それが平成28年度までという形になっておりますので、その中で村としてはやっていきたいという形で考えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 地方に対する財政措置というようなことで、今言われたような部分があるということで、いきなりそれがあからということ、性急に進めるということはないようお願いをさせていただきたいということで、村民にとっても重要な財産といえますか、そういう部分もありますので、十分に村民、あるいは議会と話し合っただ中で進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

ここまで来年度からの新総合事業と、公共施設の総合管理計画について伺ってまいりましたけれども、厳しい国の財政事情が地方自治体の行政運営にまともに影響をしてくれているということで、住民と行政とのコミュニケーションをより活発にすることが必要だと思います。直接的にも間接的にも、村民の皆さんが村政に力を合わせてもらえるように、行政としても努力をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（尾岸健史君） 3番、塚原利彦議員の一般質問が終了しました。

◇ 塚 原 義 昭 君

○議長（尾岸健史君） 続いて、5番、塚原義昭議員の一般質問を許可します。

5番、塚原義昭議員。

〔5番 塚原義昭君 登壇〕

○5番（塚原義昭君） 5番、塚原義昭です。

通告によりまして質問いたします。

質問事項の1の地方教育行政制度改革について質問いたします。

法律も一部改正され、27年4月から施行されています教育委員会制度も60年ぶりに大き

く変更されましたので、内容につきまして質問いたします。

質問要旨の1ですが、今回の法律の主たる変更点について伺います。

何がどう変わるか、要点についてお願いいたします。

要旨2でございますが、総合教育会議の役割と運用について伺います。

今回の法改正において、首長が招集し、教育委員会との協議・調整の場である総合教育会議が設置され、2回の会議を開催したとの報告がありました。今後の総合教育会議の役割と運用について、どのような考え方を持っているかお伺いします。

要旨3でございます。

教育大綱における狙いについて伺います。

この大綱が教育行政の目標や施策の根本となりますので、改めまして狙いについてお願いいたします。

質問事項2に入ります。

新地方公会計制度についてお願いします。

現在の会計制度を補完するものとして新公会計制度に対する一部予算化もされ、新公会計に向けて準備に入っています。直接村民が触れる事項でもなく、地味なことかもしれませんが、しかし効果、成果については大きなものがあると考えます。関係者、村民の意識改革につながるものになるとして考えますが、今後の対応について伺います。

要旨1でございます。

制度の導入のスケジュールと進捗状況について。

要旨2でございます。

今回の制度導入が行財政改革へどう活用されるのか、以上、答弁をお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうからご質問に対しましてお答えをしていきたいと思いますが、よろしくをお願いいたします。

まず最初の質問の、地方教育行政制度の改革についての内容の変更の部分でございますが、大きく4つほどに分かれるかと思えます。そんな中で、先ほどおっしゃられたとおり平成27年4月1日より施行されているものでございます。

まず1つ目としては、教育行政の責任体制の明確化というところでございます。これは教育長という部分が今までと違いまして、教育委員長と教育長を一本化したものになるという

ことで、責任体制の明確化を求めていくものでございます。

また、2つ目が、教育委員会の審議の活性化ということで、透明化を図るという中では、教育委員会の審議を活性化するためということで、全国的にどうも形骸化している部分があるということでございますので、そんな部分を活性化する中で、教育長へのチェック機能の強化と、会議の透明化を図っていくということになっております。

また、4つ目が、村長が教育に関する大綱を策定することという部分が出てきております。地方公共団体としての教育行政に関する方向性が明確化されるということで、その部分が新たにできてきたものというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

とりあえず1つずつでよろしいですかね。全部一括で。

[発言する者あり]

○教育長（飯森 力君） はい、わかりました。

それでは、全体的にいきたいと思いますが、次に総合教育会議の役割と運用ということでございます。

そんな中でいきますと、総合教育会議の役割につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の4に規定はされております。第1に、教育大綱の策定。そしてそれに伴います教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を重点的に講ずべき施策について協議・調整並びに関係する構成員の事務等の調整を図っていくということでございます。そして第2に、児童・生徒の生命または身体に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれのあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置を行っていくものであるということになっております。

その他、教育総合会議の構成関係、また総合教育会議の運営にかかわることを行っていくのが、本当の総合教育会議の役割ということになっておりますが、総合教育会議は住民の代表であります村長が、教育委員会とともに子育て支援、学校教育、生涯教育、文化財保存、地域文化の継承、また村民全体の教育施策について協議・調整を行う中で学び、育み、生涯を豊かに生きる村づくりを推進していくことと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、そんな中で教育大綱における狙いについてということでございますが、教育大綱の狙い、目標につきましては、第6次麻績村振興計画第4章の「学び 育み 生涯を豊かに生きる 村づくり」を基本におきまして、子供たちが心豊かに家庭、学校、地域が一つになって、子供を育てるためのよりよい環境づくりに努めるとともに、住民の誰もが自己目標の実

現ができるよう、学習環境等の整備を行う中で、一人一人が生涯輝くことのできる教育を推進することを基本目標に掲げて、6項目の基本計画を定めさせていただいております。

その基本6項目でございますが、まず最初に、子育て支援の充実、学校教育の充実、生涯学習の推進、生涯スポーツの振興、青少年健全育成、キャリア教育の推進、文化財、地域文化の継承ということで、6項目を定めさせていただいております。これを推進していくために教育大綱の中でうたい、それに合わせて学校等でもグランドデザインをつくる中で進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから要旨2の新地方公会計制度について説明をさせていただきます。

まず1番の、制度導入のスケジュールと進捗状況についてご説明をさせていただきます。

国では、現在の地方公会計が単式簿記で現金主義であるというようなところ、また現金以外の情報が見えにくいというようなこともありまして、平成27年度から29年度までの3年間で作成するよう、総務省から要請が来ておるところでございます。

現在の麻績村の状況でございますが、統一的な基準による財務諸表を作成する前提として、まず固定資産台帳の作成が義務づけられております。現在麻績村では決算書の後ろのほうにも載っておりますけれども、財産に関する調書、これにつきましては財産台帳をもとに作成しておるものがございますが、その再調査を行いながら、固定資産台帳の作成をするための基礎整理を今進めておるところでございます。今後それらの資料をもとに、固定資産台帳を作成しまして、できれば28年度中に整備できるようなことで、今進めておるところでございます。

今後の制度導入が行政改革へどう活用されるかというところでございますが、このような制度が導入されますと、全国で統一的な基準による財務諸表が作成できるというようなメリットがございます。また、外部に対しても財務情報がわかりやすく開示ができるというようなことでございます。

また、公共施設等の将来の更新に必要な経費の推計ですとか、試算や負債の状況、現金主義では見えにくいコストが把握できるというような形でございますので、財務諸表を公表する中で、そんなようなメリットが出てくるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） それでは、最初に教育関係から再質問させていただきますが、主たる法律の改正の中では、教育行政の責任の明確化なり、村長が加わって教育会議が開催され、大綱の策定なりして、民意が反映されたと、こういうことに要約されるのかというふうに思いますが、法改正をするに、おそらく相当の議論をしたと思いますけれども、一般的に教育行政の独立性なり、中立性なり、継続性なり、安定性をどのように捉えたらよいかというところを、1点目お聞きしたいと思いますし、さらに行政の長が今後教育行政への関与は従来とどう変わってくるのかと、その2点につきまして、まずお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 変わるまでは本当に通常の行政と、そして教育行政とは分離したものであるということに進んできていたかと思えます。そんな中でございますが、これは議論を重ねる中でこうなったということでございますが、今でも変わった法律の中でも、教育委員会は政治的中立性の確保があるということで、引き続き執行機関として教育委員会がやっていきます。

また、総合教育会議で首長と協議・調整は行うということでございます。そして、そんな中で教育大綱をつくっていくわけでございますが、最終的な執行権限は教育委員会にまだ留保されているということでございますので、この辺のところは変更にはなっていないと。あくまでも村長との協議の中で、村全体の考える教育行政を進めていくということでございますが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されているということになるかと思えます。

そんな中で行っていくということでございますが、やはり協議・調整をしっかりと行う中でやっていきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 独立性なり、中立性につきましては、従来どおり教育委員会というのが執行機関として役割を果たすということで、理解をいたしました。民意の反映といいますか、行政の長がいわゆる教育会議という場で、主催をして会議を持っていくわけでございますので、そういう面でも住民の意向というものは十分反映されるという意味合いでよろしいですね。

次の質問に移ります。

会議に関する改正面で、会議の公開性、議事録の公表の義務化について質問しますが、先

ほどもいわゆる教育行政等の透明性については話があったわけですが、教育委員会の会議は従来も公開性を持っていたと、このように思っております。

議事録については、いわゆる公表の義務づけがなかったかという状況のようですが、麻績の教育委員会の規則を見ますと公表もするというふうに記載されておりましたが、今回の改正の中ではより教育委員会なり、総合教育会議の透明性も強化されたと、このように理解をしておるわけですが、原則公開するという事になっているかと思えます。

そこで、会議の議事録の作成なり、公表することを努力義務化というような方向になったようではありますが、透明化はさらに強化されたというふうに考えておるわけですが、会議規則は現状どのようになっているのでしょうか。既に開催されております会議録なり、どのように判断されているか。そして、ホームページへの掲載というものは考えているかどうか。

そこら辺あわせて、答弁をお願いします。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 教育委員会にしろ、総合教育会議にしろ、原則としては会議の議事録の作成、公表はするようになっております。そんなことで準備ができ次第、公表はしていかなければならないというふうに考えております。また、ホームページ上ということも念頭にありますので、準備ができ次第、そこら辺も公表していかなければならないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 公表するという事の答弁でよろしいですね。

はい、じゃそういうことで、今後内容については確認させていただきたいというふうに思っています。

それでは、総合教育会議について再質問いたしますが、制度的に保証されました新たな取り組みですので、この会議は行政の長と教育委員会の協議・調整の場でありますので、非常に意義あるものだというふうに考えております。ここでの議論が教育施策となり、よりよい教育行政を果たすものだというふうに考えるわけですが、時には関係住民を交えての会議の開催等は、どのように考えているのでしょうか。

そしてその内容について、村民への情報提供を行うべきだというふうに考えますが、考え方について答弁願います。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 総合教育会議におきましては、識見者等の出席も認めることができます。それに応じてやっていけばというふうに思っておりますが、言い方がちょっとあれですけれども、住民の方が自由参加で出るというわけにはいかないというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

そんな中で、議事録の公表のほうに向かっていくというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） すみませんが、主催は村長ということになりますが、村長のそこら辺の、例えば保護者を一緒に交えて総合教育会議を開くとか、そこら辺の考え方はどんな考え方を持っているか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 国のこの新しい考え方でございますが、これは今全国で教育のひずみと申しますか、こういった中で、これからの教育はどうあるべきかということを経験された結果がもっとすっきりした形で、そしてこれから求められる教育がしやすいような形ということになってきたわけでありまして。

実はいま麻績村のような規模と、大きな市の規模と比較しますと、麻績村は大変恵まれているのではないかなと、こう思っているわけです。庁と教育長、あるいは教育委員長との連携というものは、これはこの制度、変わろうが変わるまいが、以前からもう直結しているような関係であったわけでありまして、これが大きな市等へいくと、その辺が非常に難しくなっている。それからさらに学校長と市長の話すらないというようなことであるわけですが、麻績村についてはそういった面では大変ありがたいと、こう思っております。

ただいまのご質問でございますが、これからの会議の持ち方についての、庁としての考え方ということでございますが、これからのこの会議というのはやはり長が主催していくわけでありまして。そうした中で、いわゆるこれからの地域の教育をどう持っていくかということは、これ長としての考え方もきちんと出していかなければいけない。そしてまた、教育現場からの意見もしっかりとお聞きする中で、両者でこの地域に合った教育というものをしっかりと考えていかなければいけないということであるわけです。

ですから当然、今、議員おっしゃるように、地域の皆さんのご意見を聞くというようなことが必要であれば、当然そういったこともしなければいけないでしょうし、識見者の意見も聞くことも大事でしょうし、それからまたそういった内容を関係皆様にご覧いただくこと

も大事であります。ですからそういったことを、あらゆることを考えてやっていきたいと、こう思っております。

ようやくこの方式がスタートしたばかりであります。それでまだ麻績村につきましては、今の教育長の任期中は従前のままということで、今、教育長の任期が終わり次第、新しい形にしていくということになっておりますから、またその時期につきまして、何が求められるのか、どんな方法がいいかとか、さらに具体的な形をとっていききたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） はい、わかりました。

ぜひ、そんな方向で進めていただきたいと思いますが、現時点の考え方をちょっとお聞きしますが、総合教育会議での協議・調整事項として、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策などを協議する場であるということもありますが、現況の中で小・中とも非常に、生徒が著しい減少を来しておるという状況の中で、当然そういう中では小規模学校の対策なりの検討が必要になってくると思うわけですが、これは教育委員会でも、教育会議の中でも、必要な内容だとは考えますが、現時点での課題、それが全部デメリットではないと思いますが、メリットもあるかと思えますけれども、小規模学校としての今後のあり方というものは、何か考え方がありましたら、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） おっしゃるとおり、少子化が進む中でどのようにしていくかということが、非常に大変かと思えます。教育計画の中でもうたってございます、そんな部分を活用しながら、総合教育会議と教育委員会でも諮っていかなければならないというふうに思いますが、実際には小学校の、今全国的には一貫校的な考え方が大分出てきております。そこら辺も含めて、即というわけにはいかないとは思いますが、そういう部分の一貫した保育園から中学までの、一貫した教育をどのように進めるかということも研究し、検討していかなければならないということで、議題に上げていきたいというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 当面、従来との考えの中で、さらに場を設けて研究するということの理解だと、理解をいたします。

続きまして教育大綱について質問いたしますが、今回教育委員会と村と調整しながら、村長の専決事項として村民にチラシが配られ、周知されました。その過程の中で、現状の課題についてどのように整理されたのでしょうか。

また、これ先ほども説明ありましたとおり、第6次計画をもとに策定されたと、こういうことをごさいます、6次計画も25年に策定された計画でありますので、3年経過しておりますので、当然その間には課題等もあったのではないかというふうに思いますが、そんな整理はどのように現状されているのでしょうか。

前段も言いましたとおり、議事録等の公開がありませんので、質問になってしまったわけですが、その課題に向けて、具体的な対策がとられているのかどうか含めまして、答弁をお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） これを進めるに当たりましては、一応第6次振興計画、そしてまた教育計画、社会教育計画、社会体育計画、いろいろな部分を精査する中で、つくってきたということをごさいます。

そんな中で、教育大綱をつくったということをごさいます、一応6次計画をする中でやっているわけですが、見直しの部分を踏まえて、今行っている状況でございます。

そんな中で、一応今までの中で小学校の、また中学校のランドデザイン等の中で、計画の中でも課題等が見えてきている部分、それを拾い上げながら基本方針を定めさせていただいたということをごさいます。

そんな中で、総合会議といたしましては、課題が出るごと、一応年間2回程度というようなお話は出てはおりますが、これは村長が招集するものでございます。課題等が多くなってくれば、即その場で会議の招集をする中で、協議・検討をしていけるという状況でございしますので、その辺でまた課題等が出れば、直していくという形になろうかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） そうすると、課題は整理されているという理解をしますが、文書化はされているんですかね。そこら辺、答弁お願いします。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） すみません、課題としての文書化はしてはございませんので、よろしくをお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） お互いこういうものが課題だと思っているだけでは、その課題解決には向かわないというふうに思います。具体的にそのものをどうするかというところが重要であって、そのことの作業は今後進めていただければと。そして、公表していただければと。そのことによって、教育行政もよりよい、現状もすばらしい教育行政だとは思いますが、より期待をしたいというふうに思っております。

そこで、教育関係の最後の質問になりますが、大綱の先ほど6項目説明いただきました。そして、そのもの自身は住民ニーズが十分組み入れられたものと判断をしておるわけですが、今後さらにきめ細かな住民ニーズの把握をしながら、大綱に反映されればと考えるわけですが、住民の意向なりに対して、今後どんなような方法で招集なり、またどんな姿勢でそういうものを大綱に入れながら取り組んでいくのか、現時点での考え方で結構でございますので、答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） いろいろな住民のニーズがあろうかと思えます。教育大綱では、基本方針を定めていく部分でございます。

そんな中でいろいろなニーズを、出てくるということでございますが、そのニーズの部分につきましては、先ほど来申し上げておりますが、学校問題等につきましては、毎年小学校、中学校のランドデザインの計画の中で、しっかり取り上げていくと。また、そのほかのものにつきましては、公民館部分もありますし、教育委員会部門ということでございますが、社会・体育、社会教育、そして生涯教育、そういうものの計画の中、また教育委員会の教育計画の中で、しっかり細かい部分を毎年精査する中で、拾い上げていくという形になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） あらゆるものを通じながら、住民ニーズに応えたいということで、理解をいたします。

それでは、質問事項の2の新地方公会計制度について再質問させていただきますが、先ほどのスケジュールの説明もあったわけですが、この新公会計制度をスタートとする年というのは、30年からになるわけですか。そこからちょっと、最初答弁をお願いします。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 今現在の予定でございますけれども、固定資産台帳等を28年度に

整理しまして、できれば29年度の会計の公表のときからやっていきたいなというようなこともございますけれども、ただ整備の状況によっては翌年度になる可能性もございますので、よろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） できるだけ早く、新制度も含めた会計を進めたいということの理解をさせていただきますが、今回の新会計制度について、今、固定資産台帳の整備は進めているということでは、職員が新公会計制度についてどの程度認識を持っているかというところがないと、なかなか真剣な、一つのこの制度に対しての取り組み、前向きな姿勢というものはとれないのではないかというふうに考えるわけでございますが、職員に対する研修と申しますか、そこら辺の取り組みは、先ほどの進捗状況の中には説明がなかったわけでございますが、そこら辺の説明をお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 今現在、固定資産台帳の作成につきましては、各課の係長を中心に集まりまして、連携しながら今進めておる状況でございます。

そんな中で、固定資産の評価とか、そんないろんなものも含めて、今精査をしているところでございますので、固定資産がある程度まとまった段階で、できれば職員にもこんな形になるというような研修会はやってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） まず最初に、この新公会計制度の導入する背景というものができないと、まずいのではないかというふうに感じるわけで、先ほど現金主義、単式簿記から、複式、発生主義というようなことの、一部話もあったわけでございますが、現状の会計制度を見ますと、現状がいけないということではないわけでございますが、ある一定の説明責任は果たしていると思います。現金をどう使ったかという面ではいいわけでございますが、先ほど話がありました非現金化と申しますか、資産なり負債の情報が事業ごとの関連性を持ったいわゆる管理はされておられませんし、網羅的になっていないというような状況でございますので、そういう面では説明責任が果たされていないと、このように受けとめられています。したがって、専門家に言わせますとストックの常用が正確ではないと、こういうことが1点目にあるかと思えます。

そしてもう1つは総費用、フルコストというようなことを言っているようでございますけ

れども、そこら辺がもう一つ明確でないために、今回このような会計制度を導入して、そのことによって事業の効率化なり、最適化なり、業務改善なり、いわゆる事業のマネジメントまでするように、人材の育成も含めて今回の制度改革をしていきたいと、こんなことを言われておるわけでございますので、ぜひそんな意味で今回の会計制度のいわゆる必要性について十分、職員といいますか、組織として必要性を捉えていただきたいと、このように思いますが、具体的に研修については早目にして、とっていく必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 職員の研修につきましては、今回の補正予算でもちょっとお願いしているところでございますが、研修の講師というような形で盛っておりますので、そんなような中を活用しながらやってまいりたいというふうに思っております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 具体的な日程等は、やっていただくということで理解をいたします。

先ほどから話がありましたとおり、今回の会計制度の一番のハードルは、固定資産台帳の整備だと、このように言われております。28年度までにやって、29年度には活用していきたいということでございますが、そこら辺の整備時期なり、具体的に職員に徹底しながら、現状を理解していただくということで、再度そんな方向の確認をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、会計制度の3点目の再質問になろうかと思いますが、現会計制度を見ますと、現金主義ということで現金の収入・支出の事実に基づいて記載されていますので、現金以外の情報、先ほども話がありました、村の会計を見ますと減価償却をどうするとか、実際そんな作業はないわけございまして、事業に要した正確なコストというものは正確には把握されていないと、このように思っております。

現在の自治法の中では、自治法が改正されない限り現行の会計制度が存続されると、こういうことございますので、今後新たに複式簿記なり発生主義を加え、視点を加えて総費用なり、資産なり、負債なり反映した財務書類の作成に至るということで、そのことによってより財政状況が明らかになってくるわけございまして、将来の財政計画にも活用できて、予算なり、決算の改革というところにつなげていかなければいけないものだというふうに考えるわけで、正確なものからコスト分析ができて、事業評価ができるのだろうと考えますし、村民に対してもわかりやすい正確な透明性の高い情報が開示できるとも考えるわけござい

まして、整い次第、村民に情報を開示することも、今回の会計制度の改革の中では大きな目的であると、このように考えるわけでございますが、展開がありましたらお願いしたいというふうに思います。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 今回のこの公会計制度につきましては、固定資産台帳につきましては毎年見直していくというようなことでございます。道路関係もこの中に含まれてきますし、そんな中で道路関係につきましては、建設経費か維持経費かというようなところも分けて、今回は計上されてくるというようなことでございます。

今回、今現在も会計制度につきましては、ホームページのほうで公開をしておるところでございますけれども、今後この財務諸表が整備してくれば、また公表というような形になってくると思いますが、新しい制度でもございますので先ほど議員からもご指摘がありましたけれども、職員の研修を進める中で、職員が理解しないとなかなかわかりやすく公表できないということもありますので、そんな部分も含めて研究してまいりたいと考えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） おそらく既に実行しています行政を見ますと、事業をものすごく細分化して分析しているというのが実態でございます。そうしないと今までと余り変わらないということになってしまうわけで、ぜひそんなことが重要ではないかというふうに思いますので、取り組んでいただければというふうに思っております。

当面、財務諸表を作成することが前面に出てくるかというふうに思いますが、その裏は、この目的はやはり人口減少が進む中で、おそらく財源も減少してくるだろうと、限られてくるだろうと、それをどう賢く使うかというのが各行政での努力の違いの部分だと、そして住民サービスにつながっていくのではないかというふうに思いますが、今回の会計制度がぜひそんな方向で展開できればという希望を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（尾岸健史君） 5番、塚原義昭議員の一般質問が終了しました。

以上で通告されました5名全員の一般質問は終了しました。

◎委員長報告

○議長（尾岸健史君） 続いて、日程第2、委員長報告を議題といたします。

総務経済委員会に付託しました審査結果について報告を求めます。

峰田昶総務経済委員長。

〔総務経済委員長 峰田 昶君 登壇〕

○総務経済委員長（峰田 昶君） 総務経済委員会に付託されました陳情1件の審査結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりでございます。

第28－3号 緊急事態基本法の早期制定を要望する意見書の提出を求める陳情については、継続審査としました。

その趣旨は、諸外国においては、大規模自然災害時等には非常事態宣言を発令し、政府主導のもとで災害救援と復興に対処しています。

我が国の憲法上は平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、初動体制にさまざまな支障があります。その結果、被害拡大につながる考えられます。

また、先の方発事故の対応の遅れは、事故情報の第一次発信先が国ではなく、事故を起こした当事者であったことにも問題がありました。東日本大震災のときは、政府の初動体制にも問題がありましたが、法的な不備によるものではないと認識しております。

平成16年に自由民主党、民主党、公明党の3党による緊急事態法の制定について合意された経過もありますが、緊急事態に当たっては国民保護法や災害対策基本法などの現行法を検討していく必要があることを含め、継続審査といたしました。

以上、総務経済委員会に付託されました陳情1件の審査報告といたします。

○議長（尾岸健史君） ただいまの総務経済委員長の報告によると、第28－3号の陳情は継続審査とし、閉会中の継続審査申し出書が提出されております。

委員長の報告のとおり、28－3号の陳情については、継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

以上で平成28年第2回麻績村議会定例会第2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時33分

平成28年第2回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

平成28年6月10日（金）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 議案第1号 麻績村村税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第2号 麻績村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第3号 平成28年度麻績村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第4号 平成28年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第5号 平成28年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第6号 平成28年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 発議第1号 議会議員の派遣について
- 日程第 8 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（7名）

1番	小山福績君	3番	塚原利彦君
4番	宮下仁雄君	5番	塚原義昭君
6番	峰田昶君	7番	坂口和子君
8番	尾岸健史君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（8名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君

総務課長 宮下利秀君 振興課長 塚原俊樹君
住民課長 峰田江津子君 教育次長 森山正一君

事務局職員出席者

議会事務局長 江森勇夫 書記 岩淵美奈

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、平成28年第2回麻績村議会定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より写真撮影、議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第1、議案第1号 麻績村村税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第1号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第2、議案第2号 麻績村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第2号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第3、議案第3号 平成28年度麻績村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第3号について質疑のある方の発言を求めます。

5番、塚原義昭議員。

○5番（塚原義昭君） 5番、塚原でございます。

歳出関係で、どこの課ということではございませんけれども、お聞きしたいと思えますけれども、見渡すところ人事異動に伴う不用額が各課出ておりまして、不用額があれば当然不足額も出てくるであろうということで、ちょっと計算してみたわけです。不用額の総計が約1,500万弱、人事異動に伴う不足額という説明の合計額が約100万弱と、こういうことで、その差が1,400万でございます。したがって、人事異動に伴う不足額という説明が正しいかどうかというところを、第1点目でお聞かせ願いたいというふうに思います。したがって、違う要因がいわゆる予算編成の中であるのではないかと、このようにうかがえるわけでございます。

それから、その差額が1,400万という多額な金額で、一定の金額については理解できるわけでございますけれども、この時点で即もう数カ月の中でこれだけの金額が発生するというときには、かなりの予算編成の段階でのいわゆる見積もりといいますか、積算上の課題があるのではないかとこのように感じましたので、そこら辺、見解をお願いしたいと、このように思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、人件費の関係についてお答え申し上げます。

当初予算では、当初予算の付表にもありますとおり、人件費につきましては、1月1日現在の人員で計算をしておるところでございます。

今回の要因におきましては、3月31日末で3名の退職がございました。4月1日に新規採用で3名の採用がございましたけれども、その間の差額等も含みまして、人事異動も含めてということで、今回計上させていただいておるものでございますので、よろしく願います。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） そうすると、全額人事異動による不用額なり、いわゆる不足額ということの捉えでいいんですか。不足額の課が非常に少ないというふうに感じるわけです。だから、いわゆる定年退職とかそういうものがある部署もわかりますけれども、金額見ますと、そう大した金額が動いていないというような実情もありますから、現実そればかりの原因ではないような気がしましたので、細部にそういうことだということになれば、そうなのかもしれないけれども、そういうことでいいということでございますか、再確認したいという

ふうに思います。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） この件につきまして、退職された方が全員課長級ということで、それに伴いまして、各課に人数が動いておるといような中で、退職も含めまして人事異動という解釈の中で入れてありますので、よろしくをお願いします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 退職者というものは当初から予定できるものではないかというふうに感じますので、その時点では退職者については、当然人件費はもう抑えて予算編成ということとはしないということですか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 当初予算におきましては、当初予算の後ろの付表にもございますが、1月1日現在の付表を付けてございます。その関係で給与の編成におきましても、1月1日現在の人員における給料ということで見込んで毎年計上しておるところでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 例年そういうことでやるということになれば、退職者が大勢出る年はこのように差額がかなり出るといことに将来もなるといことですか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 基準が1月1日ということですので、多くなればこのような状況も考えられるといところでございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） そういうことでいことでございますので、一応理解いたしました。

○議長（尾岸健史君） ほかにございせんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございせんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第4、議案第4号 平成28年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第4号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第5、議案第5号 平成28年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第5号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第6、議案第6号 平成28年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第6号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第7、発議第1号 議会議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思いま

す。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号はお手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（尾岸健史君） 日程第8、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、次期定例会の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

◎村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、村長から挨拶があります。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、それぞれ重要な案件を提出、提案申し上げましたが、細部にわたり慎重にご審議いただき、全て原案どおりご承認賜りました。厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問では、5名の方から村政の重要課題についてただしていただきました。と

もに研究を深め、新たな村づくりの施策につながるものと大変うれしく思っております。

また、貴重なご意見やご提言賜りましたが、今後の村政に役立たせていただきたい、そう思っております。

議員各位には引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、今定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（尾岸健史君） 以上をもちまして、平成28年第2回麻績村議会6月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時45分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成二十八年 第二回〔六月〕定例会

麻績村議会議録

平成二十八年 第二回〔六月〕定例会

麻績村議会議録